

第九十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 四 号

昭和五十五年二月二十日(水曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 内海 英男君

理事 片岡 清二君

理事 羽田 孜君

理事 柴田 健治君

理事 和田 一郎君

理事 小里 貞利君

理事 久野 忠治君

理事 佐藤 信二君

理事 菅波 茂君

理事 玉沢徳一郎君

理事 福島 譲二君

理事 堀之内久男君

理事 小川 国彦君

理事 新村 源雄君

理事 本郷 公威君

理事 瀬野栄次郎君

理事 中川利三郎君

理事 阿部 昭吾君

出席國務大臣

農林水産大臣 武藤 嘉文君

出席政府委員

農林水産政務次官 近藤 鉄雄君

農林水産大臣官房長 渡邊 五郎君

農林水産大臣官房技術審議官 松山 良三君

農林水産省経済局長 松浦 昭君

農林水産省構造改善局長 杉山 克己君

農林水産省農畜園芸局長 二瓶 博君

農林水産省畜産局長 犬伏 孝治君

農林水産省食品流通局長 森実 孝郎君

農林水産技術会議事務局長 川嶋 良一君

林野庁長官 須藤 徹男君

水産庁長官 今村 宣夫君

公正取引委員会事務局経済部課長 小松原茂郎君

農林水産省経済局農産協同組合課長 三井 嗣郎君

水産庁漁政部長 渡邊 文雄君

運輸省港湾局倉庫課長 後出 豊君

労働省労働基準局監督課長 岡部 晃三君

農林水産委員会調査室長 小沼 勇君

委員外の出席者

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

農林水産業の振興に関する件(農林水産業の基本施策)

○内海委員長

これより会議を開きます。農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

農林水産業の基本施策について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 ただいまの理事会の申し合わせによりまして、私が代表して、昨日、当委員会におけ

る農林大臣の農政に関する所信表明に対する質問が終日行われまして、午後六時半に第一日は終了したわけでございますが、われわれ帰りましてから、昨日、十九日の各新聞の夕刊、あるいはまたけさの朝刊を見ますと、きのうの大臣の所信に対する質問について当委員会において明確にされた答弁の内容と、それから、昨日の午前に農林大臣が記者会見を行われた席上において、きのう当委員会でも議論いたしました、アメリカのソ連に対する穀物千七百万トンの契約分に対して、これをソ連のアフガニスタン侵略に対する制裁措置として契約の千七百万トンの輸出を凍結した、禁止した、そういう措置が国会においてもしばしば議論されておるわけです。きのうの委員会においては、わが国の将来の農業の発展方向について、あるいは昭和六十五年までの長期見通し、あるいは今後日本の食糧の自給率を向上させるため、従来のアメリカを中心とした海外からの食糧依存政策というものを根本的に反省の上に立つて改めて、そうして、障害のない条件の中で国内の農業の生産の拡大発展を図ることがこれからの正しい方向であるということをお大臣が言明されたわけでございまして、この大臣の言明と、昨日午前の農林大臣の記者会見の内容というのは非常に背反しておるわけです。われわれとしては、これは委員会に対する背信行為としての発言ではないかというふうな考えなければなりませんので、この点を明らかにしてもらいたいと思います。

そこで、こちらからきのうの記者会見の要旨について、新聞の記事をかりて申し上げますから、これに対して明快にしてもらいたいと思います。

農林水産省はアメリカの対ソ禁輸穀物のうち、百万トン程度をわが国で引き取る方針を決めた。これは、十九日、閣議後の記者会見で武藤農相が明らかにしたものの、百万トンのうち、

七十万トンについては、三井、三菱、丸紅の三商社に協力を要請している。

アメリカはアフガニスタン問題をめぐる対ソ報復措置として一千七百万トンのソ連向け穀物輸出の禁止に踏み切ったが、アメリカの農民などに与える影響を考慮して、わが国が輸入拡大という形でアメリカに協力するよう求めている。

農水省では、備蓄の困難性などから難色を示していたが、自動車輸出問題など日米経済摩擦が再燃する兆しをみせていることなどから、米産穀物の輸入拡大の方針を打ち出した。

具体的には、政府が小麦と飼料穀物各十万吨を前倒し輸入、備蓄に回すほか、パキスタンなど発展途上国への援助用に十万吨の計三十万吨を輸入する。また、民間ベースで行われている飼料穀物についても、七十万吨程度の輸入拡大を図る方針で、このほど三井、三菱、丸紅三商社に協力を要請、三商社も検討することを約束している。

一方、農林水産省の協力要請に対し、三菱、三井、丸紅の三商社は、①経済的リスクが大き

い②備蓄能力に限界がある——などを理由に難色を示しているのが実情である。

商社筋によると、商社が飼料穀物を輸入する場合、すでに最終的な需要先まで決めているのが普通。それなのに売れる先も決まらな

いまま、備蓄だけを増やすことは、国内の穀物相場にも影響し、結局、商社自身が相場変動のリスクをモロにかぶることになる。また、金利や保管料

がかかるうえ、トウモロコシなどは虫害などで保管中に変質しやすく、品質維持のための費用もバカにならないという。さらに、備蓄場所も問題だと指摘する声も強い。今のところ、備蓄

場所については、アメリカか国内かは未定だが、「そのいずれにも備蓄余力はない」(商社幹部)

という。

ただ、農水省も商社側のこうした事情を十分に知っており、商社が被るリスクを回避するため、政府が何らかの支援措置をとる用意があることを商社側に伝えている。結局、商社による備蓄積み増しが実現するかどうかは、政府の支援措置の内容次第ということになりそうである。他の新聞も大臣の記者会見によつての記事でございいますから大体同一でございいます。

特にその中で日本農業新聞、これは全国の農民がほとんど購読しておられるわけですが、これは一面のトップには百万トンの輸入問題が出て、その次には昨日の農林水産委員会における柴田委員、馬場委員あるいは瀬野委員等の質問の趣旨が述べられておる。全国の農民はこれを見て、何だおかし

いじゃないか、農林委員会の質問の中では、いかにもまじめそうな調子で、国内の食糧自給向上のために一生懸命にやりますと言いつつ、一方においては、アメリカのソ連に対する禁輸物資千七百万トンの肩がわりをやるということ、大平総理大臣の命令に従つて農林大臣が唯々諾々とやるということになれば、一体どういふわけだという印象を、強くきくようは与えておられるわけです。ですから、この点については、今後農林大臣が外部における発言や行動と国会内における発言、行動が違つておるといふことになれば、われわれは今後いままで信頼しておつた農林大臣を信用することはできないということになるのです。そうなれば、今後提出される農林省関係の法律案の審議にしても重要案件の審議にしても、大臣や政府委員を信用して質問や対応ができないということにもなるわけでありまして、この点に對して、この際、委員会を通じて明確にしておいてもらいたいと思

います。

○武藤國務大臣 どうもいまお話を聞いておりまして、私のきのうの新聞記者会見における話の報道が必ずしも私的的確でない、いまお読みいただいたものも的確でない、いま御説明をいたしますけれども、的確でないと思いますが、いずれに

しても、そういう誤解を委員の先生方にお与えをしたことに對しては、まことに遺憾に存じます。

そこで、実情をちよつとお話しをいたしますと、私は決してきのうの私の答弁と必ずしも一致していないということではないと思つておられるわけでございます。それは、きのう瀬野委員の御質問にお答えをした中で、たとえば飼料穀物などは現実にはほとんどアメリカから輸入しておられるのが実情である。そこで日本としては、たとえばそういう飼料穀物を当面買つ、今後ともある程度はアメリカから買つていかなければならないときに、そういう友好関係を保つ上において、将来アメリカから売つてやらないと言われたときは困るわけだから、受け入れられる用意がないか検討しております。こういうことはきのうの答弁の中で私は申し上げておるわけでございます。

そこで、決してきのう私の方から発表したわけではございませんし、もう前からこの問題については農林水産省の中で検討いたしておられるわけでございます。商社の連中と会いましたのも、実は社会党の大会がございましたときに予算委員会がございまして、その機会に会つたので、もう二月八日の話でございます。決してきのう新しく出てきた問題ではないわけでございます。

そこで、私の経緯を申し上げますと、ある新聞記者から記者会見の席上で、一体その後アメリカの穀物の輸入についてはどんなような状況になつておりますか、こういうことでございましたので、私の方から、従来からこれは政府部内で検討いたしましたことでございますけれども、もし、いまアメリカがソ連に對して輸出停止をした中から日本が買つてやるとすれば、一体どのくらい買えるかということでありまして、大体五十五年度の予算の中で前倒し的に、前倒しと言つてもこれはどうせ五十五年度に入つてからでございますけれども、なるべく五十五年度の早いうちに小売として買える分がどのくらいあるだろうか、倉庫その他のこともございまして、それは大食糧庁、経済局とで話し合ひまして、まあ十万トンくらい

ではなからうか。それから、御承知のとおりKR援助で五十五年度に増加分がございまして、これがたしか七十五億円であつたかと思ひます。その分をたとえば小麦に振り向けるとすればどのくらいであらうか、これは十万トンくらいであらう。それから、いま配合飼料供給安定機構において来年度においてトウモロコシをある程度どうせ買わなければなりませんけれども、それでどのくらいあまるべく早いうちに買えるだろうか、これも十万トンくらいであらう。これだけは実は私も役所内部でも議論をいたしまして、いざとなればそのくらいのことは何とか対応しなければいけないのじゃないか、こういうことは役所の中で議論をし、大体もしそういうことになればそういう方向で行こうじゃないか、こういうことを言つておるわけでございます。民間においても相当量、それこそ二十万トン以上一年に買つてございまして、何となく少しいづれに買つてございまして、こういうことを二月八日に私が三社を呼んで話をしたということでございます。その後どうなつておるかということでありまして、それからそのときの話はどうだったかということですから、まあ政府が買つても三十万トンくらいだから、もう少しやつて、やはり百万トン近くこちらが買つていふような形になるとすれば、七十万トンくらいあつたやれば百万トンになるのだけれどもどうだろうか、こういう話をしまして、それに対して向こうが、いやなかなかむずかしい、またアメリカにおいてもいまその数量を買うというよりは将来の何年後か後における、たとえば来年以降の日本の買入れについて安定して買つてくれるということの方がアメリカとしては望んでおるのじゃないかというふうな話もありまして、とにかく検討してください、こういうことで宿題を与えておるといふことで、きのうもその辺のいきさつをお話ししたわけでございます。決して百万トン買つていふようなことも私も決めておるわけではございません。ただ話題として、どのくらいがいいかと

言へば、それは百万トンになれば一番いいが、こ

ういうところから出てきた数字でございます。そんなような状況でいまのところ回答を待つておるのだ、こういうことを言つたのが、たまたまそういうふうな書かれてしまつたということでございます。そして、私の申し上げたのはテープにもございまして、それからあれでございますけれども、そういうことで話をしたのが、書き方としてどうもそういう書き方で書かれてしまつたということで、私もそういうことについてはもう少し慎重な表現で対処してございまして、私の方はそういう従来の経緯をただ新聞記者の質問に對して答えた、こういうこととでございます。しかも、それは緊急措置でございまして、きのうから自給率の向上と申し上げてゐるのは今後の問題でございまして、私は何も今後そういう形でどんどん買ひ上げていくというつもりはないわけでございます。そういう点でひとつ御理解をいただきたいと思つてござい

ます。

○芳賀委員 緊急の問題だけを指摘したわけですが、とにかくきのうも委員会において同僚の委員からも指摘されましたとく、たとえば、予算委員会において農林省の食糧庁の検査担当職員の大規模削減をやるという問題にしても、それから昨日の記者会見の発言にしても、どうも一國の農林水産大臣としての慎重性に欠ける点があるのじゃないですか。人柄がいいから気軽に何を発言しても構わぬというものではないと思ふのです。きのうの答弁にしても、午前中こういう発言をされておるはつきりした答弁も説明もしていないでしよう。だから、小麦の輸入問題にしても、飼料用の穀物の増産体制にしても、きのうはそういう余地はないということをおななは言つておるのです。そうじゃなくて、実はこういう話があつてこれに對応しているからということこそ正直に言うべきじゃないですか。これはきょう予定どおりわが党の新村委員初め各委員の皆さんからも、当然この問題についても具体的な指摘があると思ひます

し、当然きよう予算委員会においても、わが党の野坂委員も大臣に質問する予定になっておるし、来週は予算の分科会が一斉に開かれるわけですから、これを避けて通るわけにいかないと思うのです。だから、本家である当委員会においては一番正直なことを言うという癖をつけておいてもらわぬと、どこへ行つて発言しているのが本当の発言かわからぬですからね。率直に申しますが、ぜひ慎重に、日本の農林水産行政の最高責任者としての責任感を持って十分行動してもらいたいと思うのです。

○内海委員長 新村源雄君。

○新村(源)委員 農林大臣は所信表明の中で、途中からですが、「申すまでもなく、農林水産業は、国民生活の安全保障にとつて最も基礎的な食糧の安定供給という重要な使命を担う」、こういうことを言いながら、前段では、「農林水産物の需給動向など内外の経済情勢や社会環境が変化すること、農林水産業にとつても、長期的視点に立つて、これらの情勢変化に対応する新しい発展を図るべききわめて重大な時期であると思ひます。」こういうふうに述べておるわけですね。

そこで、こういうふうに非常に重大な時期に重大な局面に立たされた農林水産業というのは、一年や二年の短期的にそういう情勢が生れてきたものではない。長い歴史的な経過の中でこういうように農林水産業というのは追いつめられてきた。このよつて来る原因、何と何がどういふようになっているのだということが明らかにならない限り、後段に申し上げましたような農政を展開していくことはできない、こう思うわけでございます。この点について農林大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○武藤國務大臣 私は、やはり従来の農政のよつて来るところについては、十分反省の上に立つて明い見通しを立てていきたい、こう考えておるわけでございます。

○新村(源)委員 それはきのうからの委員会でもいろいろ具体的に指摘をされたわけでございます。

すが、外国とのいわゆる輸入関係、しかも工業製品を外国に輸出して、その見返りとして国内の農業情勢を全く無視した形で無制限に輸入されてきた、こういう指摘があったわけですが、農林大臣はこのことを明確にお認めになりますか。

○武藤國務大臣 私のうもお答えをいたしましたけれども、私もどなたもいたしましては、そういう工業製品の輸出との絡みにおいて、こちらが、何か向こうから農産物の輸入をある程度強制的にやらざるを得ないように仕向けられておる、それを受けておるといふようなことはない、私はこう考えておるわけでございます。

○新村(源)委員 日本の農業がこういうふうになだれ現象的に後退に後退を続けてきたのは、ちやうど日本の高度成長経済が、爛熟期というか、そういうものに向けていくのと同じような形で農業といふのはそういう形になってきた。しかも、昭和三十六年に農業基本法が制定された。この農業基本法の中では、これからの農業の新しい方向を指しなが、農業の社会的、経済的な地位を確立をしながら、しかも国際化への対応の点にまで触れて、日本の農業を発展的に、農民生活を保障していこう、こういうことを規定をされているわけですね。ところが、こういう基本法の精神とは全く逆な方向に流れてきている。こういう点については、農林大臣のようにお考えになりますか。

○武藤國務大臣 私は、これもきのうもお答えしたと思ひますけれども、たまたま昭和四十年代に日本の経済が高度経済成長に入つてまいりました。急激に就労の場所がふえてまいりました。そういう形で農業からの、農業人口から他の産業への人口の移動がそこで相当ふえたといふこと、それから、そのころから日本人の食生活も非常に多様化してまいりまして、米食からその他の穀物の消費への変化と申しますか、そういう食生活の変化が非常に強い傾向で推移をしてきた、こういうのが結果的には農業基本法の考え方と相当乖離するものが生まれてきた原因ではなかったか、私はこう思つておるわけでございます。

○新村(源)委員 日本の農業がこういう状態に追い込まれた一つの理由として、食生活の変化といふことが挙げられるわけです。しかし、食生活の変化といふのは消費者がそういう方向にみずから求めていくものではなくて、いわゆる流通戦略といふものによつて食生活の方向といふのは変えられていくものなんです。たとえばココア、本当に日本人が予測もしていなかったあいうような飲料が、これは消費者がそういうものを求めたのではなくて、流通戦略に乗つて爆発的に消費が拡大をした、こういうことなんです。

したがって、今日こういうような情勢に追い込まれてきた理由の中に食生活の変化といふようなことはあり得ない。そういう方向に向けられてきた。先ほど申し上げましたように、いわゆるアメリカの農畜産物を国内に持ち込むために、流通戦略によつて食生活が変えられてきた。特に、これはもう農林大臣もお聞きになっておられると思ひますけれども、一時、米を食う子供は頭がよくない、パンを食う子供は頭がよくなる、こういうことが大つぱらに、いわゆる流通戦略の線に乗つて宣伝をされた。そして学校給食等が主にパン食、こういうものを主体にして進められた、こういうこと等を見ても、農林大臣のいまおっしゃるような国民の食生活の変化によつて日本の農業がこういうふうになつてきたといふことは欺瞞である、こういうふうにご考へるのですが、この点についてはどうですか。

○武藤國務大臣 先生と多少考え方が違ふかも知れませんが、私は決して欺瞞だとは思つていない。どうも自分では正しい。食生活の変化といふのは、やはりそれ相応に時代の変化に応じてあつたといふふうに私は受けとめておるわけでございます。ただ、確かに先生おっしゃるやうに、近代社会の中におきまして情報といふものが非常に発達をしてまいりまして、そういう点においていろいろと、流通部門においても情報のリードいかによつては非常な変化が起きるといふことも私は否定はいたしませんけれども、食生活の変化といふ

ものが、そういう流通業者といふか、そういうものの相当の力によつて何かこう曲げられて、国民が全く望んでいない方向に食生活を持ってきたといふふうには、どうも私は考えられないわけでございます。

○新村(源)委員 しかし、農林大臣はそういうふうにお考えになつておられるかもしれませんが、事実として日本の農業がこういうような形に追い込まれてきた。そして、いま言つたやうないわゆる流通戦略、こういうものに沿つて日本の食生活といふのは非常に多様に変化をしてきた、こういうことは事実として認めないわけにいかないのじやないですか。

○武藤國務大臣 たとえば、いまPCFでいろいろカロリー関係が議論されておりますけれども、先生御承知のとおり、年々日本人の摂取カロリーのふえてまいりまして、それは栄養学上からいっても決して後退ではなくて、やはりそれだけ日本人の食生活が向上し、カロリーの高まつてきたといふことにおいては評価されておるのではないかと私は思つておるわけでございます。これもやはり食生活がいろいろの変化をしてきたところから、私はいふ形が生れてきたわけでございますから、私はそれなりに評価すべきものであると考えておるわけでございます。

○新村(源)委員 それじゃ、このことで論議をしておつても時間の問題がありますので、一応農林大臣とそういう見解の相違があるといふことをひとつ認めまして、しかし、私が先ほど申し上げましたやうに、やはり何といつても外国の、いわゆる海外の農畜産物の輸入によつて日本の農業はこういうふうに変化をし、そして困難な方向に向いてきた、こういう事実だけはこれから新しい農業を展開していく上にどうしても認めなければならぬと思ふのですが、この点についてお認めになりますか。

○武藤國務大臣 お話がもう少し具体的な例を取り上げていただけると、私お答えがしやすいのでございますが、どうも先ほどからの議論に戻るか

もしませんけれども、食生活が多様化してきたことは、必ずしも、何かことさら一部のだけか、そういう方向に持っていくとしてやられた結果出てきたものではないわけでありまして、やはり国際情勢の中でそれぞれの国の文化が向上していく、そしてそれに伴って国民の生活も向上していく、またそれぞれの国民の所得も高まっていくという中で起きてきているのではないだろうかという感じが私はするわけでございます。

たとえば、きのうも議論の出でりましたFAOの二〇〇〇年の長期見通しの中でも、五〇%食糧の増産をしなければならぬと言われておること、あるいは一九八五年のFAOの見通しの中においても、開発途上国において将来はだんだん所得が増大するに伴って、やはり畜産関係を中心として、そういう食生活の変化により畜産物などについても足りないものが出てくるのではないだろうかとか、いろいろ言われておるわけでございまして、それぞれの国民生活の向上、所得の向上、それに伴って食生活が変化していくというのは、もう自然の一つの流れではなからうか。特定の一部の流通部門によってそれが曲げられてつくられていくというふうには、私はどうも理解ができないものでございまして、先生にはまことに申しわけないでございますけれども、少し見解が違ふということ、これは、幾ら言われてもこの点は御理解をいただきたいと思っております。

○新村(源)委員 それじゃ、日本の主食として一番影響を受けたものは米と小麦、麦類ですね。この麦類の生産が一体どうなっているかといえますと、昭和三十五年当時、小麦、大麦、裸麦、三麦を合わせて百八十万ヘクタールの麦の作付があった。ところが昭和五十一年度においては十六万ヘクタールしかなかった。これは明らかに海外の小麦、そういうものに圧迫されて国内の小麦とていうものがつくれなくなってきた。ですから、食生活の変化ばかりではなくて、そういう外国農産物との対比の中で国内の農産物が後退に次ぐ後退を続けていったという現実はどう受けとめられま

すか。

○武藤國務大臣 私の承知いたしておりますのは、小麦というのは大体米の裏作で全国的には行われておったと思うのでございまして。その田畑の利用率が低下してきたことは事実だと思つてございまして。それは、先ほど申し上げましたように、私は食生活の変化だけを申し上げておったわけではございませんので、食生活の変化と、いま一つは日本の経済が非常に高度経済成長時代に入ってきて、雇用の増加が非常にそこに出てきた。そしてそれが結果的には、米の裏作として小麦をつくっておられた農家の相当部分が、結局小麦をおくりにならなくなった、こういうところに私は相当原因があるんだ、こういうふうに判断をいたしておるわけでございまして。

○新村(源)委員 そういう論理で今後も進めていくということになれば、きのうからいろいろ農林大臣も発言されているように、自給力というのは、そういうことだけで農業というものを位置づけしていくということになれば、とめどない農業の後退というのを招くのじやないですか。そういう点についてはどうなんですか。

○武藤國務大臣 でございまして、私もそういう点については反省をいたしておるわけでございまして。

いま申し上げておりますのは、非常に日本の経済も変わってまいりまして、これからは低成長時代でございますし、当然農業における雇用の増大ということが考えられるわけでございまして、いままでとは変わった形で、私もはたとえば麦と大豆というような形でつくっていただければならぬ、麦と大豆という場合、米もやむを得ないかとも思いますけれども、できるならば麦と大豆というような形でやっていたらと大変ありがたいというところで田畑の利用をお願いをいたしておるわけでございまして、今後においては、従来の高度経済成長時代とは違ひますので、私もとてはそういう方向でお願いがしやすいという形で対処していけるのではないかと考えております。

また、従来においても、正直もう少し農業者の方々に御理解をいただくような形でやっていたければよかったのかもしれないけれども、その辺のところの指導というものは十分でなかったのかもしれない、私も、私どもは、今後はやはりできる限り農業をやっていたらの方々に限っては、ぜひひとつ農業にいそんでいただけるような形に持っていきたい、こう考えておるわけでございまして。

○新村(源)委員 いまの農林大臣のお話でございまして、経済の低いときには、これは農業からそこを出ていって、そしていわゆる農業外の産業に就労することはやむを得ないんだ。低くなれば農村に帰ってきて農業をやれ、こういう論理にながりますか。そうすると、農村はいつでも経済の波によって、農業というのは同じように農業内部でそういう矛盾を繰り返していく、こういう論理にたがらないですか。

○武藤國務大臣 いまもお答えをいたしましたように、私は、そういう点においてややもすれば指導が欠けておったのではないだろうかという反省をいたしておるわけでございまして。それは高度経済成長のときでございまして。高度経済成長のときに、安易にそういう職場を、農業を離れていかれたという点に対して、もう少し何か考え方があったのではないかとこの点は、私は反省をいたしておるわけでございまして。

○新村(源)委員 そうなりますと、先ほど申し上げましたように、そういう反省というものは、私が第一問で申し上げたように、この高度経済成長のために日本の農業というのはこういう衰退を招いたんだ、こういうことを自戒をして差し支えないわけですね。

○武藤國務大臣 確かに、日本の農業において麦などを含めて相当低下をしたということにおいては、私は、高度経済成長時代において、もう少し農業に対する指導と申しますか、そういう点が十分であれば、こういうような形にならなかったのではないだろうかという点を反省をいたしておるわけでございまして。

○新村(源)委員 そうなりますと、そういう反省の上に立って、そして日本の農業というものを再建をするのだ、こういうふうに理解して差し支えないわけですね。

そこで、これはきのうも馬場委員のほうから、それじゃ一体自給率というものをどこまで上げるのだ、社会党の方向としては少なくとも穀物において六〇%まで上げるのだ、こういうふうに社会党の方針を述べておられて、農林大臣、これについては非常にむずかしいというような意味のことを言っておられたのですが、私が先ほど申し上げましたように、いまこれから転作等によって生産の方向を指向していくこととするのに、大豆、麦あるいは飼料作物、こう言っておられるのですが、昭和三十五年において大豆が三十一万ヘクタール、なたねが二十万ヘクタール、三麦が先ほど申し上げましたように百八十万ヘクタール。ところが、昭和五十一年になりまして、大豆が八万ヘクタール、なたねが四千ヘクタール、小麦、大麦、裸麦が十六万ヘクタール、こういうように、いま求めようとしているものはかつてはかなりの量がであった。しかし、高度成長経済、そして海外農産物の輸入によってこういうものが失われてきた。これを復権することによって、私は穀物の六〇%以上の自給率というものは可能だ、こういうふうに考えるのですが、この点についてはどうですか。

○武藤國務大臣 将来において自給率を高めていくというのは、当然私もは考えていかなければならぬ問題でございまして。ただ、きのうもいろいろと御議論の中で私お答えをいたしておりますように、小麦とか大豆とかこういうものについては、今後極力自給率を高めていかなければならぬ、いけるかと私も判断をいたしておるわけでございまして、飼料穀物につきましては、きのうもお答えをいたしましたように、どうしてもコスト的に全く合わない状態でございまして、これはどうしてもアメリカの、たとえばトウモロコシの産地では、一農家の経営面積がそれこそ四百五十ヘクタール以上もあるというところまでつ

くつておるものと、幾らこちらで努力をいたしましても、相当そこにはコスト的には差があるわけでごさいます。日本のこれからの畜産物の、特に養鶏、養豚は御承知のとおり、いま非常に濃厚飼料でトウモロコシをたくさんお使いいただいておりますわけでごさいます。そういうようなことを考えますと、それじゃ今後の畜産業において相当日本の国内の飼料穀物を使つてやろう、幾ら高くてもいいということにはなかなかならないのじやないかという感じがいたしまして、私どももいたしましては、飼料穀物に関する限りは、どうも将来ともには相当量を輸入に依存しなければならぬのではなからうか。だから、全体そういう飼料穀物も入れた自給率はそれでどうしても下がらざるを得ないのではないかと判断であります。しかし、主食用の自給率については、この間の農林水産省の試算は一応横ばいという形でございますけれども、私としては主食用の食糧の自給率については何とかもう少し高められるようにすべきではないかということで、農政審議会でいろいろ御議論をいただいております、こういうことでごさいます。

○武藤国務大臣 全くさじを投げておるわけではございませぬけれども、先ほど来申し上げておりますように、大変むずかしい問題ではなからうか、私はこういう判断をいたしておるわけでごさいます。

たとは、いまいろいろ議論されておりますけれども、飼料米とか飼料稲とか言われておりますが、これなどが本場に、いま実験をしておるようなものよりもずっと収穫量が、物すごく反収がふえてまいりまして何かうまくいくというふうな技術開発でもでき得るならばまた話は別になってくるかと思ひます。そういう意味において、私どもも飼料稲の開発については、農事試験場においてもやらせていただいておりますし、また十一県にも農業試験場でやっております。またあるいは個人でもいろいろと研究をいただいているわけでごさいます。もしこれが本場にうまくいくならば、それは大変結構なことでごさいます。そういうときにはこれはもう穀物自給率は相当上がってくるということだけははっきりしておるわけでごさいますけれども、技術屋から聞いておりましたも、現段階においては非常にむずかしいという報告ばかりでございますので、先ほどから申し上げているようなお答えになつておるわけでごさいます。

○武藤国務大臣 先生は御指摘は、現在米価算定のときにやらせていただいております生産費所得補償方式を畜産物その他についても採用しろ、こういう御指摘かと思うのでございしますが、率直に言つて、私は大変むずかしいというお答えをせざるを得ないわけでごさいます。

○新村(源)委員 私ども、いま飼料穀物等輸入されておる量は総体でいいますと二千六百万トンも輸入されておる、これを飼料作物あるいは主食用を含めて相当高い点まで持つていくということについては、非常に困難だ。しかし、大臣のおっしゃる通りに、飼料穀物というのは、これは国内では採算がとれないのだ、こういうような見解ではこれからの農業復興というのは私はできないと思ひます。それは可能な限り飼料穀物においても自給をするのだ、そういう努力をする、こういう見解に立つてもらわないと、主食は何とか自給するけれども飼料穀物はもうできないんだ、こういう前提に立つての農業復興というのは私は賛成できない。

○武藤国務大臣 いま申し上げましたように、たとえば飼料稲なら飼料稲というものが代替でそういう形になり得るというふうなことは大変結構なことでごさいますから、とにかく私どもとしては努力をするということは当然だと考えております。

○新村(源)委員 それでは、次に進ませていただきますが、農業再建をするということには何となくも価格問題を避けて通ることはできない。いま不景気になつてきたから農民は仕方なく農業

に帰つていくんだ、こういうことではなくて、農民が本場に安心をして、そして営農意欲を燃やして力いっぱい農業に取り組めるようにする。これは、何となくも他産業並みの労賃が保障される、そういう価格政策が裏打ちとしてなければならぬわけでごさいます。今日のこの農畜産物の価格の立て方に、米とその他のものの価格算定の方式が違つておるわけですね。こういう格差のある状態をつくつておいては、いまの国民の食生活にマッチしたところの総合的な農業政策というのはいく、いわゆる生所方式に切りかえていく、こういうことについてどうお考えになつていますか。

○武藤国務大臣 先生は御指摘は、現在米価算定のときにやらせていただいております生産費所得補償方式を畜産物その他についても採用しろ、こういう御指摘かと思うのでございしますが、率直に言つて、私は大変むずかしいというお答えをせざるを得ないわけでごさいます。

○新村(源)委員 どうも大臣のおっしゃることはちよつと理解できないわけですが、いまいわけゆる米と他の農畜産物との価格の算定の方法が違つたところ、米の過剰という問題が一面あつたと私は思ふ。ですから、そういう利益の高いものと低いもの、これはだれだつて利益の高いものを追求することは当然なんです。だから、私は、大臣のおっしゃることは逆だと思ふのです。もちろんこれは生産者としても、できるだけ消費者に喜んでもらえるような価格にするという努力をしなければならぬことは当然です。しかし、それと同時に、消費者の皆さんも、農民の生産費や生活、こういうものを度外視した価格というものについてはやはり理解をしていただかなければならぬ、こういう両面があると思ふのです。そこに消費者とのコンセンサスという問題が出てくるわけですから、農民のあるいは農業というものの実態を正しく反映する価格政策というのはいかに実現していかなければならぬ。大臣のおっしゃる通りに、同じにしたならば過剰なものができる、これは逆の論理ではないか、こう思ふのですが……

○武藤国務大臣 先生からいま御指摘ございしたように、お米が非常に過剰になつたという御指摘があつたわけでごさいます。やはり私どもは、もちろん農家の方がいま申し上げましたように意欲をなくすような形に価格がなつてはいけなかつたと思うのでございしますけれども、そうかといつて、米と同じような生産費並びに所得補償方式をとるといふのも、余りにも飛躍し過ぎるのではないかと、こう考へておるわけでごさいます。いま行われ

ておりますいろいろな価格政策の中で、より問題があるところは私どもも改善をしていくということについては検討させていただきますけれども、どうも生産費所得補償方式に持つていくということについては、余りにも飛躍的ではないかというふう

に判断をいたしておるわけでごさいます。

○新村(源)委員 これは、私は架空の算定方式を使つておるわけではないのです。現在す

でにとられてるもの、それに並べるようにしてい
け、こういうことがなぜ飛躍するのですか。

○武藤国務大臣 私に申し上げておきますのは、
いまの価格政策の中で、改善すべき点がもしあれ
ばそれを改善していくという、検討する中におい
て、農家の方の生産意欲をぜひ維持していただき
たい、こういう考え方でいきたいということでご
ざいまして、生産費所得補償方式をとるまでには
どうも問題があるというところは、いまいみじくも

先生から御指摘いただきましたように、米がある
程度過剰になってきたのは、一つは、確かに米が
價格的には一番恵まれておるわけでございまし
て、そういう点に問題があったのではなからうか。
そうなると、たとえば何か一つの畜産物につ
いて生産費所得補償方式をとった、それがまた
非常な過剰になってくるということになりましたら、
これはまた大変なことになるわけでございま
して、その辺がなかなかむずかしいのではないか。
生産者の意欲をなくさないようなことと同時に、
やはりある程度の需要に見合った生産がなされる
ということが望ましいわけでございまして、私は、
現在の価格政策の中で、そういう考え方で現在の
価格政策をよりよいものに持っていくということ
で、十分できるのではないかと判断をいたしてお
るわけでございます。

○新村(源)委員 どうも大臣のおっしゃること
がちよつと理解できないのですが、日本の総体の
農業生産の中から見れば、過剰などということ
とても考えられるべき問題じゃないのです。しか
し、それは国民の消費の方向に正しく誘導され
ていないところに一部の過剰という問題が出てく
る。誘導できないというのは、そういう価格政策
にアンバランスがあるから誘導できないのであつ
て、これがみんな同じ条件が整ったとすれば、誘
導というのは国民の食生活の方向に合わせて誘導
していくことがよりやりやすくなる、こういうよ
うに思うのですけれども、それがやりにくくなる
というのはどういう論理なんですか。

○武藤国務大臣 私は、やはり需要に見合ったよ
うな形に生産がなされていくという形において、
生産費所得補償方式をとることは必ずしもどうも
そういう形に行かない場合が起る可能性が非常
に強い、まあこういう判断をいたしておるわけ
でございます。

○新村(源)委員 どうもこの点については全く
納得ができませんが、また機会を改めて質
問いたします。

次に、いまの日本の農業問題の中で避けて通る
ことのできない問題は出かせぎ問題ですね。西欧
の先進国というのは、農業労働者の多くは、ユー
ゴとかスペイン、ポルトガルあるいはアフリカ、
こういう異民族が農業労働者として多く入ってい
る。さらには、こういう人たちがその国の道路と
かあるいはトンネルとか、そういう建設工事にも
携わっている。ところが、日本は、この高度経済
成長の基礎になってきた道路あるいは地下鉄、あ
るいは新幹線やトンネル、港湾、こういうような
建設工事に、本当に土にまみれてやってきたとい
う労働者は、ほとんど離農者であるとか、あるい
は出かせぎであるとか、あるいは通勤であるとか
という、そういう農民の手によってやってきてお
るわけです。そして、今日もなお、農家からの他
産業就業人口というのは五百七十四万人も出てき
ている。こういう情勢の中で、過日、これは十六
日ですけれども、全国出稼組合連合会の栗林三郎
先生から、三項目にわたって、これはもうすでに
農林省に行つておるわけですが、要請書が出てお
ります。これについてどういうように対処をされ
ていくとしていますか。

○杉山(克)政府委員 先生御指摘のように、日本
の経済成長は農家の労働力がこれに大きくあず
かって力があつたということは事実であろうと思
います。農政の立場から言いますと、出かせぎの
ない安定的な農家経済を確立するということが一
番基本であらうかと考えております。そのために、
一般的構造対策、生産対策あるいは価格対策、
それぞれ必要でございますが、特に条件の悪い出
かせぎに頼らざるを得ない地域に対しては、それ

なりに即応した対策をとつてまいることが必要で
あらうかと考えております。

先生いま御指摘になりました全国出稼組合連合
会からは、そういう意味で三点の要求を承つてお
ります。私も直接出かせぎ対策の全般的な窓口
となつて担当しております構造改善局といたしま
しては、地場産業の振興、あるいは地場における
公共事業の推進、計画的な農村への工業導入、こ
ういったことを通じて、各種の対策を講じ就労機
会の確保を図つていこうとございまして、五十
四年度から実施しておりますところの新しい農村
地域定住促進対策事業におきましては、地場での
処理、加工といったようなことまで含めた複合的
な営農の育成、それから工業の導入、こういった
ことによる二次産業、三次産業における雇用機会
の創出というふうなことも一つの重点にして事業
を仕組んでいるわけでございまして、それだけでな
しに、住みよい生活環境をつくるということでも、
地域住民相互の交流を推進することといつたしま
して、そのための施設に対する助成も行うというこ
ともやつておるわけでございまして、それから、こ
ういった事業の計画や実施に当たりましては、地
元の立場、事情というものを十分くまなくちやい
けません。そういう意味で、前から、たとえば先
ほどもお話に出ました全国出稼組合連合会、そう
いったところの御意見等も十分承つて反映させ
るよう努力してまいつていこうとございまして、
今後とも、そういったことを含めまして指導
に、また私どもの事業の充実に努力してまいりた
いと考えております。

○新村(源)委員 時間がございませぬので、一点
だけにしほつて農林大臣に質問いたします。

先ほど飼料米、えさ米の耕作について試験研究
機関等で進めている、こういうことですが、この
要請書の中で、えさ米の開発等により食糧の自給
率を向上させる、こう言つておるのです。私の聞
くところによりますと、これは試験場ばかりでな
くて個人的にもこういう開発のために努力をされ
ている。したがって、そういう試験田等について

は最小限、いわゆる転作科目として認める、この
くらいは対策として実現をする、この点について
農林大臣に伺いたいと思ひます。

○武藤国務大臣 先ほど私、申し上げております
ように、まだ相当技術屋の報告では非常にむずか
しいということを言つてきておるわけでございま
して、まあこの五十五年度におきまして五十六年
度以降の水田利用再編対策についてのいろいろの
仕組みについてもまた検討しなければならぬとき
に来ておりますが、私は正直言つて、まだいまの
段階で転作作物の対象に入れるということは大変
むずかしい状況ではなからうか、こう判断をいた
しております。

○新村(源)委員 大臣、私は北海道の十勝なん
ですが、大正金時とかあるいはメークインとか、こ
ういふ民間で開発されて非常に優秀な作物が出て
きておるわけです。そういうものを後で試験場な
り農林省なりが追認するというものになつていま
す。ですから、こういう新しい方向に、しか
も、いま米の減反で揺れ動いておる農民に一つの
希望を与えたいという意味で、思い切つてこうい
うものはそういう試験研究機関に、ある程度の制約
は設けてもいいけれども転作科目に入れる、この
くらいの前進した姿勢を持たないで、一体農業を
復興させるなどということができませんか。

○武藤国務大臣 まだ時間がございましてので、私
もぜひ一度、申しわけないのでございましてけれ
ども、その実際に飼料米をやつていただいております
ところをまだ私自身見せていただいておりますので、
国の方の農事試験場は今度行くことになつて
おりますけれども、あわせてそういう民間の方も
一週ぜひ私は機会を見つけて、自分でいろいろと
見て、そしてお聞きをして、ひとつ検討してまい
りたいと思ひます。

○新村(源)委員 検討をするということとは、転作
科目に入れるかどうかということその時点で判
断をする、こういうふうに理解をしていいですか。
○武藤国務大臣 技術当局から聞いておるのは、
非常にむずかしいということを私は聞いておるも

は最小限、いわゆる転作科目として認める、この
くらいは対策として実現をする、この点について
農林大臣に伺いたいと思ひます。

のでございますから、現時点では、先ほど申し上げましたように、非常に困難であるということをお答えしておるわけでございます。しかし、私自身が現実に見てこれはいくことだということになるかどうかは、そのときの判断でございますので、現時点でどちらとも申し上げられません。とにかく近いうちに見せていただいて、自分の目で見て、自分の耳で聞いて判断材料にしたい、こう考えておるわけでございます。

○新村(源)委員 それでは、大臣は、できるだけ近い機会に現地を見る、そしてそのときに判断をして転作作目に入れるかどうかを決定する、こういうことよろしいですね。

○武藤国務大臣 判断をするところまでは結構でございますが、余り期待をされて、何かいかに五十六年度以降の水田利用再編対策の中において飼料稲がどうも対象になりそうだと、こういう判断を持っていたらまずと、先ほどおっしゃりいただいたようにまたおしかりをいただくことになりかねませんので、とにかく検討する上においてやはり自分で見なければいけない、こう思っておりますので、そういうことでぜひ見せていただくようにいたしますから、そのときの段階でまたいろいろと御議論をいただきたいと思いますのでございます。

○新村(源)委員 それでは、大臣が行かれるときに、私がまた関係議員と同行しまして、そこでひとつ一緒に検討してもらいたい、こういうことで約束しておきます。

次に、酪農問題でお伺いしたいわけですが、酪農問題はますます申し上げるまでもございませぬ。現地において生産調整、せっかく生産した牛乳に食紅を入れて食用にしない、こういうことが強行されておるわけです。そして現在では、バターが三万五千トン、脱粉が九万五千トン、これだけが滞貨をしておるということで、乳製品市況は非常に低迷をしておるわけです。しかし一面、輸入の方を見てまいりますと、先ほどの問題とも関連をするわけですが、これがまたいろいろな品目が

ございますけれども、昭和四十九年に生乳換算で百五十四万八千トン輸入しておったものが、昭和五十年が百四十四万トンで若干下がって、五十一年が百八十六万二千トン、五十二年が二百二十九万九千トン、五十三年が二百五十八万一千トン、こういうように、国内の生産が高まるのと同じようにどんどん輸入が高まってきた。それが今日こういうように乳製品が非常にだぶついている。そのために、第三次酪農近代化計画の線に沿って農民が一生懸命増産の方向を向いておるのにもかかわらず、生産調整をしなければならぬ、こういう矛盾が起きておるわけです。

そこで、私は項目を申し上げますので、この点についてひとつ御回答いただきたいわけですね。一つは、国内の生産者が自主的に生産調整まで行っているにもかかわらず、輸入乳製品をなぜ野放しにしておるのかということでありまして、それから、第二点は、乳製品の需給計画の中に、これは中央酪農会議等がやっておりますけれども、こういうもののほかにいわゆる輸入計画というのとは別にあるわけですね。ですから、二本立てになっている。国内の需給と外国から入ってくるのと二本立てになっている。こういうことでは、先ほど言ったような矛盾が起きてくるので、これは総合需給計画をつくって国内の生産を優先にする、こういうようにすべきではないか。

それから、第三点は、乳業メーカーは、今度の不足払い特別措置法の中で基準価格で原料乳を購入しなければならぬという義務づけをしておるにもかかわらず、現在の乳製品市況は安定指標価格から大きく下回っているわけです。したがって、こういうような状態でありまして、畜安法の第六条、第三十九条によって直ちに事業団の買い上げを行うべきだ。

さらに、第四点目は、現在凝装乳製品として特にココア調製品と調製食用油脂が依然として高い水準で輸入されておるわけです。これが国産の乳製品、バター、こういうものの消費と価格に非常に大きな影響を与えておるわけです。したがって

でこの規制措置をとるべきではないか。次に、輸入乳糖それからカゼイン。これはすでに畜産局長が五十四年の十二月二十一日に通達を出しておりますけれども、これが脱脂粉乳の代替として使われておるといふ事実があるわけです。これを直ちに中止をすべきではないか。そしてまた、このためには生産者団体に輸入の実態をチェックさせる機能等を与えるべきではないか。

第六点に、輸入学給用脱脂粉乳を国産のものに切りかえるべきではないか。第七点に、すでに買い上げをされた乳製品をただこのまま放置をしておいたのでは、国内の乳製品市況は依然として冷え込んだままになっておりますから、海外援助等の措置をとってこれを国内の市場から放出すべきではないか。

以上、酪農問題について七点にわたって御質問を申し上げましたが、時間もございませぬので、簡略にお答えをいただきます。

○大伏政府委員 七点のお尋ねでございます。簡潔にお答え申し上げますと存じます。

まず、第一点の、乳製品の輸入が野放しではないかという点でございますが、御承知のとおり、乳製品につきましては、国内酪農の保護育成を図る見地から、大部分の乳製品を非自由化品目としておられます。同時に、そのうち主要な乳製品でございますバター、脱脂粉乳等につきましては、畜産振興事業団の一元輸入品目としておられます。現在、国内乳製品の需給が大幅に緩和しております状況でございますので、バター、脱脂粉等の主要乳製品についての事業団の輸入は停止をいたしております。今後、乳製品の需給が逼迫して輸入を必要とするような事態にならない限り、事業団輸入は原則として行わないという方針でございます。

なお、現在輸入されておる乳製品は、一つは、飼料用脱粉あるいは学校給食用等の特殊用途に向けるもので、輸入割当てにかかると、あるいはナチュラルチーズ等国産のみでは需要に十分対応できないもの、あるいは国産が全くないもの

のでございまして、量的に見ますと、ナチュラルチーズ、飼料用の脱脂粉乳合わせて四分の三を占めておる状況でございます。

次に、二番目の、牛乳乳製品の需給計画の中に輸入物も入れて総合的な需給計画を立てるべきではないかという点でございますが、いま申し上げましたように、いま入っております乳製品は国内乳製品の需要分野と異なる余り競合しない分野でございます。したがって、これを一本の総合需給計画に立てる意味合いが必ずしもないのではないかと。また、輸入される乳製品については、その主なるもの、その相当の部分が自由化品目でございますので、あらかじめ計画を立てて入れるという性格のものではないということで、困難であろうというふうに考えております。

第三点の、基準乳価の義務づけがあるもとで乳製品の生産が行われ、それが過剰になって、事業団が買い上げすべきではないかという点でございますが、御承知のとおり、事業団の買い上げは昨年及び一昨年二年連続して脱脂粉乳、バター、相当量の在庫がございまして関係で、これ以上の買い上げをすることはいろいろの困難な点がございまして。

それから、第四点の、乳製品のまがいの調製食用油脂あるいはココア調製品の輸入の規制という点でございますが、これは自由化品目になっております。しかし、国内の乳製品の需給に及ぼす影響もございまして、ココア調製品については業界の自主規制措置を求め、それが実行に移されております。調製食用油脂につきましても、その関係の業界に対しまして、国産品をできるだけ使うような要請をいたしておるところでございます。合わせてみますと、五十四年の輸入総量は前年並み程度になっておるところでございます。

第五点の、乳糖、カゼインの問題でございますが、これらの物資につきましては国産品がないということで、工業用あるいは特定の用途向けに輸入されておるものでございます。それが国内で脱脂粉乳の需要の分野と競合するという点で過剰御

指摘があったわけでございますが、調査したところによりまして、その分量はかなり少ないというふうに見られます。しかし、そういうものがつくられることは需給にも影響しかねないということで、関係業界に對しまして、そういうものをつくるのではなくして国産品を使うようにという要請をいたしておるところでございます。

六番目の、学校給食用あるいはえき用の脱脂粉乳の国産品への置きかえでございますが、それこれからの脱脂粉乳につきましては安い価格で供給をするという要請がございます。そういうことから、国産品と置きかえやすとコストが高くなるということ、なかなか困難でございますが、昨今の需給事情にかんがみまして、私どもいたしましては、関係業界あるいは学校給食會に對して、国産品を使うように要請をいたしまして、えき用脱脂粉乳については一万トン、学校給食につきましても数百トン、これを国産品に置きかえるという返事をもらっておるところでございます。

最後に、海外援助の關係でございますが、これにつきましても相当な財政負担あるいは援助を受ける国の希望というものを考えて対処する必要があるわけでございますが、現状においては非常に困難な状態でございます。

○新村(源)委員 まだいろいろ御質問申し上げたいことがございましたが、また答弁で不満なところも大分あるわけですが、時間が参りましたので、次の機会をとらえてまた御質問したいと思ひます。

○内海委員長 この際、午後零時五十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後一時二分開議

○内海委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。小川国彦君。

○小川(国)委員 私は、現在の国民生活の中で非

常に關心事になっております最近の魚の値段、それから流通の問題を中心にして、農林水産大臣に主として質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に農林水産大臣の魚に対する關心をちよつとお聞きしてみたいと思うのですが、農林水産大臣は魚が好きでございませうか、嗜好としてどういふようなことですか、ちよつと……。

○武藤國務大臣 私はこのとおり、わりあいには均齊がとれていっているのをごさいます。均齊がとれているのはやはりPCFでございますが、非常にバランスのとれた食生活をやっておるのではないかと思つておりました。その中においても、大体標準の日本の国民生活ではたん白質は魚が五〇%占めていられるわけでございしますが、大体動物性たん白質の五〇%を魚でとつておる、その程度ではないかと思つております。

○小川(国)委員 大変模範的な答弁をなすつていらつしやるやうなものですけれども、大臣のお住まいの岐阜県は多分魚のとれない海なし県といふふうに承りましたけれども、そういうところでなかなか魚の嗜好をきかめるといふのはちよつとむずかしいかと思ひますが、いまの模範答弁から言いますと、たん白質の五〇%を魚からとつておられるといふことなんで、それなりに魚に對する御關心もおありのやうでございしますから承ります。高級魚と言われる、たとえばマグロとかおすし屋さんとか料理に使われるもの、もう一つは大衆魚のサンマとかイワシとかアジとかサバ、そういう食卓に非常に低廉な価格で供給されるもの、そういう高級魚、大衆魚を分けまして、大臣は嗜好としてはそういうものをどういふに好まれていますか。

○武藤國務大臣 私は、余り高い魚、マグロなどは実は好きでございませんで、やはりイワシとかサバとか、こういう大衆魚を大変愛好いたしております。

○小川(国)委員 どうも大臣のお話を伺いますと、大衆魚を好まれますと、これも非常に模範的な

答弁をなすつていらつしやるのですが、現実の魚の流通機構を見ますと、その大衆魚がなかなか卸売市場で取り扱われなくなつて、高級魚の方を中心になつてきています。現実に五十三年度の数字で見ますと、国内の魚のとれ高が大体二兆五千億、それに対して輸入が一兆四近、こういうことと、五十四年度あたりの統計が出てまいりますと、恐らく輸入魚の大半が高級な魚が輸入されていくといふふうに見られるのですが、それがどういふふうでまいりまして、そして国内魚、いわゆる大衆魚、大臣の好まれるイワシとかサンマとか、そういうものが減つてきている、こういうふうな傾向が顕著に見られるわけですが、そして大体数量的に見れば約一千万トンの魚を日本国民は食べているわけですが、その一千万トンのうちの百万トンは輸入魚、こういうふうになつていっているのです。

金額の取扱高で見ると、輸入が一兆円に對して国内は二兆五千億、それが五十四年から五十五年にかけてはさらに輸入魚がふえてきて、先日の数字では輸入魚が一兆円、こういうふうになつていっているのですが、こういう傾向に對して、国内の漁業といふものをどういふふうにしら支えていくのか、それから輸入がこういうふうにしてふえてきている現象、そういうものを大臣としてはどういふふう把握されておられるか。

○武藤國務大臣 やはりこれからそういう大衆魚がふえていかなければ、私は日本の水産業の発展にもつながらないと思つておりました。それについては、できるだけ食生活の中でよりよいものを国民の皆さんが取り上げていただくように、たん白質としては変わらないわけでございますから、そういう方向に啓蒙し、また、料理の仕方などについても啓蒙していくことと、きめ細かく、また思の長い形でこれから努力をしていかなければならぬのではないかと思つております。

それから、いまの輸入がふえているものでございしますけれども、これはやはり十分国内でとれないものが結果的に輸入で賄つておる、こういう形

ではなからうかと私はいま判断をいたしております。

○小川(国)委員 いま大臣の言われた国内でとれないもの、それから高級魚と言われるもの、そういうものが輸入額で一兆円に達するという状況になつておるわけですが、ところが、輸入の魚をめぐつて商社なり大手水産會社の介入といふものが最近非常に目立つてきておりました。これが魚の高値操作といひますか、大手商社が市場で圧倒的な買ひ占めを行つて、そして在庫を抱え込んで市場で高値操作をして、国民は高い魚しか食べられない、こういう状況を露呈しているわけですが、その最も顕著な例が最近倒産した北商の倒産の例でありまして、これは負債総額四百億ないし五百億と言われております。それから北商と三菱商事が結託して買ひ占めたかすのことは、日本の国内の年間需要量六千トンの半分の約三千トンをこの両社で買ひ占めた、こういう状況があるわけですが、この北商の倒産の事例を大臣はどういふふうに見ておられるか、その点をひとつ簡潔に。

○武藤國務大臣 たとえば高級魚にいたしまして、市場を通じてそこで価格形成もなされ、みんなの見ていける前物が流れていくという点においては、私は変なことが起きることはほとんどないと言つていいのではないかとと思ひます。ただ、そういう市場を通じてないで投機的な形で行われたということが、結果的にいま御指摘の北商やその他の問題が起きてきたのではなからうかと私は思つておりました。やはりそういうことは決して好ましいことではないと思つております。

○小川(国)委員 市場を通じてないで行われたといふことも一つ大臣の指摘するように問題点だと思ひます。

ただ、もう一つ考えなければならぬのは、こうした魚の流通に對して、しかもかすのことが五十三年度の五月ごろには特大のキロ当たりで六千三百円、それが五十三年度の暮れ、十二月には七千五百円、昨年五十四年度の四月には九千七百円、それから五十四年九月には一万八千四百円、それから五十四

年十一月の大坂市場での卸値はキロ当たり一万三千八百円から二万円、それで小売価格にしますとキロ二万円から二万五千円、こういうばか値を呼んで、そうして結局、消費者がそういうばか値を相場のかずのこは要らない、こういう消費者の不買運動が起つて、結局、悪徳的な商法を行つてきた北商、三菱が倒産する、こういう事態になつたと思ふのです。ですから、このかすのこ倒産の例に見られるのは、これは消費者の不買運動が功を奏したのである、農林水産省や水産庁が、こうした水産物の異常な取引に対して、行政としてこれをチェックする機能を果たせなかつたのではない。だから、その意味で、この倒産は国民に大きな教訓を与えたけれども、それは消費者の勝利であつて、農林水産省の行政指導としてはまさに敗北に終わったのではない、こういうふうにかえらるるのですが、その点農林水産省としてどういうふうな責任なり行政責任というものをお感じになつてゐるのか。

○今村政府委員 ただいま大臣がお答えいたしましたように、六三〇程度のもは市場を経由して流通をいたしておるわけでございますが、ただいま御指摘のありましたような特定の品目につきましては、市場が介入をしないで取引が行われておるといふ事態でございまして、そういうかすのこなどにつきましても、全体的な生産量なり輸入量なりに限度があるということ、価格をつり上げていくというふうな動きがあらわれておるわけでございまして、この点は非常に私たちが残念に思つておりますが、昨年十一月から十二月にかけて、かすのこにつきましても価格の動きあるいは取引の動きというのには非常に注意を要するといふふうな考えを、私たちが、大手商社及びそれに関連します者を三回にわたつて呼び集めて、消費者の需要の動向を無視したような価格での販売というのとはだめであるといふことにつきまして、強く指導をいたしたわけでございまして、十二月に入りまして大臣が築地の市場を視察を

されました際にも、かすのこについての取引状況には問題があるという御指摘、御指示がございまして、十二月に入りましてさらに強くこれらの指示をいたしたわけでございまして、そういうことにもかわらず御指摘のようなことが行われたといふことにつきましては、われわれの指導について十分ならざるものがあつたといふことは十分反省いたしますが、一つには、やはりそういう動きを抑えるということについての一つの行政指導の限界というものを感ぜさせられる次第でございまして。

○小川(国)委員 この十二月に大臣、築地を視察されたといふことでありますけれども、その視察をされてかすのこの高値にお気づきになつて、御注意なさつたわけですか。

○武藤国務大臣 私にも余りにもその高いのにびっくりいたしました、その場でいろいろと説明も受けたわけでございまして、どうもその説明を受けても私も理解ができませんのでございまして、ひとつこれは商社を呼んでせいぜい厳しく指導してほしい、こういう指示をいたしたわけでございまして。

○小川(国)委員 しかし、その結果は、この行政指導としては現実の引き下げの役割りを果たせなかつたといふことですね。その点については、今後、このかすのこの反省を契機として、どういふふうな対応策をお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○武藤国務大臣 先ほど水産庁長官からも答弁をいたしましたように、非常に行政の限界を今度感じましたわけでございまして。今後については、このかすのこの北商問題だけでなく、道漁連の魚ころがしの問題もございまして、私ももといたしましては、一体、水産物の流通といふものは現実のままで一切改善ができないのかどうか、その水産物の流通あるいは取引、そういうものについて、やはりもう少し近代的と言いますか、合理的と申しますか、何かもう少しわれわれにわかりやすいような形での流通ができないものだろうか。こ

いう点について私も非常に疑問を持ちまして、いま省内で水産庁と食品流通局との間で、これは非公式なものでございましてけれども、研究会を持つてもらつて一遍その辺を検討してもらいたい、こういうことを私は指示をいたしたわけでございまして。

○小川(国)委員 これは水産物の寡占化に反省を与える一つの大きな材料になつた。したがつて、今後、大臣が主要な水産物、それから国民生活に欠かせない物資としてのこうしたものについて、行政権限を発揮できるならば、それを最大限に發揮しても、こうしたものを安定的なものに抑える、こういうお考えはお持ちでございましてか。

○武藤国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、行政指導といふものについては立法措置とは違つてある限界はあると思ひますけれども、でき得る限り、私も、やはり国民の食生活にとつて魚といふのは欠かせないものでございまして、少なくとも投機的な行為によつて非常に割高なものを国民が食べざるを得ないといふようなことは、何としても避けていかなければならないことは、当然でございまして、そういう考え方に基つて、できる限りの行政指導がどうできるのか、これをいま検討を進めておるわけでございまして。

○小川(国)委員 行政指導だけではなくて、法的な措置についてもとり得るものがあればおとりになる。この点はいかがですか。

○武藤国務大臣 いま輸入につきましてはIQもございましてけれども、国内の魚の流通といふものは自由主義経済の原則でやつておるわけでございまして、これを全く法律でまた規制をするといふようなことは、なかなか現実にはむずかしい問題ではなからうか。私も、行政指導でどこまでやれるのか、また、いまの制度そのものが何か改善していくところがあるのか、こういうことをひとつ検討しよう、こういうことでやつておるわけでございまして。

○小川(国)委員 大臣、ちょっと一つお忘れになつてゐる法律があるのではないかと思うので

す。大臣は、衆議院の物価問題に関する特別委員会をおつくりになつたときは、当時商工関係の議員として、実力者としてこの委員会の設立に当たり、それからまた、その委員会の中で生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置法案、こういうものができておるのですが、こういう法案も検討されて、こういう場合に対処していく、この法案の条項の適用ができるならば、そういうお考えもお持ちになれるかどうか、その点をまた伺いたいと思ひます。

○武藤国務大臣 売り惜しみ買ひだめ防止法案につきましては、あのオイルショックの直後に私も相当中心になりましてつくつた法律でございまして、けれども、あの法律の趣旨は、緊急避難的と申しますか、本当にこれはもうどうしても大変だといふときに、あのオイルショックのときに物すごく物の値段が上がつた、しかも、それが国民大衆がより使つておるもの、こういうものについてやつたわけでございまして、たとえばいまここで話題になつておりますかすのこといふものは少しその対象にはなじまないのではなからうか。もしこれがかすのこではなくて、国民の皆さんが食べられておられる魚の相当部分がそういう形で売り惜しみあるいは買ひだめが行われたといふときには、私は法律の発動をしなければならぬ、こう考えております。

○小川(国)委員 それでは、私はさらに進んで、そうしたかすのこよりも国民に身近な魚として親しまれてゐるもの事例として、マグロの問題を取り上げて御質問したいと思ふのです。

マグロにつきましては、これはもう非常に高いものから安いものまでございまして、国民生活の中では、高級料亭と言われているところから、あるいはまた一般の食堂から、それからまた国民の庶民の台所から、お刺身としてマグロといふのは欠かせない存在になつておる。それから、おすし屋さんへ行つて聞きますと、おすし屋さんがつくる一人前のおすしの中でマグロだけは欠かすことができない。おすし屋さんというのは、種として

ほかの材料が二、三欠けることがあつても、マグロがないときには商売にならない、こういうふうになるのは、マグロというのは日本の国民生活の中に非常に入ってきいてるわけなんです、このマグロが、かすのことと同じように大商社、大手水産企業によって買い占められているという現状があるわけです。この状況について私が調べた中でも、まず、大手の商社と水産会社七社ぐらいを挙げますと、もう一〇〇%近い寡占な企業、少ない企業によって市場支配がなされている、こういう状況があるのですが、農林水産省として、このマグロの大手商社の占有状況、大手水産企業による買い占め状況について把握されている状況を御報告願いたいと思います。一番から七番ぐらいまでの企業で何%ずつ占有されている、いわゆる買い占められているか、この状況について、パーセントだけで結構ですから、御報告を願いたい。

○今村政府委員 マグロの扱いのシェアでございすが、東洋冷蔵が三九・九%でございすが、それから、極洋が一八・二%、八洲が一四・三%、日本が八・一%、東水産が七・一%、カネトモが四・五%、マルミが一・六%、丸幸が一・四%、大体そういう状況でございすが、

ちよつと説明を落としましたが、いまのは遠洋マグロの扱い量でございまして、近海の方はこの比率ではございせん。遠洋の方でございまして、○小川(国)委員 その意味は、マグロの総流通量が約七十万トンと見まして、そして、そのうちなまもの近海の五万トンを除く遠洋物六十五万トン、その内訳が、いま申されたような三菱の三九・九%、極洋の一八・二%、八洲の一四・三%、日本の八・一%、東の七・一%、マルミの一・六%、カネトモの四・五%、丸幸の一・四%、こういうふうな理解してよろしうございまして、

○今村政府委員 全体のマグロの量のうち、先生からいまお話がありました近海マグロ大体五万トンを除きました分の遠洋マグロのシェアでございす。

○小川(国)委員 公正取引委員会が見えてい

思います、公正取引委員会としては、このマグロの問題については調査にすでに取り組まれていると思ひますが、この水産庁のいま述べられた事実、これが公正取引委員会として独禁法に該当するかどうか、それから公正取引委員会がこれを取り上げられた動機、それから独禁法との関係、その辺の見解について御所見を簡潔にひとつ述べたいと思ひます。

○小松原説明員 水産物の流通につきましては、商社等の取扱量を含めまして、その流通構造が変化してきている、そういう認識をわれわれは持つております。

公正取引委員会といたしましては、現在流通問題に積極的に取り組んでおりまして、数々の流通実態調査をいたしておりますが、その中の一環といたしまして、冷凍水産物の流通実態調査を取り上げて取り組んでいるわけでございまして、

具体的に申しますと、その中でどの品目を選ぶかということでも当初議論をいたしまして、具体的には、輸入量も大きく、かつまた先ほどお話のありました高級魚と言われまますマグロ、それからエビ、それに半製品であります冷凍すり身、その三品を取り上げまして調査を実施いたしているわけでございまして、

現在調査はまだ終了いたしてございせんが、大方終了している、そういう段階でございまして、シェアの点につきましては、そのシェアだけをもちまして独占禁止法上云々というわけにはまいらないのではないかと、いうふうに考えておるわけでございまして、

○小川(国)委員 価格問題については調査をなすつておりますか。

○小松原説明員 価格問題につきましては、卸売物価、それから消費者物価等について調査をいたしてしております。既存の政府機関の資料を収集いたしてしております。

○小川(国)委員 いま公正取引委員会が、これについての結論はまだこれからということにございすが、こうしたマグロの市場占拠の状況、それ

からもう一つは、マグロの最近三年間の値動きというものを見ますと、昨年からことしにかけましてマグロの値段というものは非常に高騰してきています。マグロも、調べてみますと、キハダとかメバチとかインドマグロとか、非常に種類も形態も多様でございまして、私も、この調査をした中で、水産庁も統計をとっておりましてメバチの冷凍、これについての平均相場を追つてまいたのですが、五十二年でキロ八百四十四円、それから五十二年でキロ九百二十五円、五十四年でキロ七百九十二円、これが五十四年には約千円、五十五年二月も千円から千五百五十円、こういう形で、昨年からことしにかけて、まさにかすのこと軌を同じくしてこういう買い占めが行われ、高値操作が行われつつあるという状況でございまして、

大臣として、先ほども取り上げられましたように、買い占め売り惜しみに対する特別措置法、こうした法を適用されてもこれに対する調査ないし対応をなさる、こういうお考えをお持ちになつていかどうか、この点をひとつ承りたいと思ひます。

○今村政府委員 先生御指摘のとおり、最近におきますマグロの価格は非常に堅調に推移をいたしております。お話にもございまして、たとえばクロマグロにもいろいろございまして、たとえばクロマグロと言われおるようなものにつきましては、かん詰め用のキハダに比べて平均的に言つても四、五倍くらい高いというようなことがございまして、いろいろと部位によりましてまた違うといううな、価格的にはなかなかむずかしい問題があるわけですが、総体として見ますと、非常に堅調に推移しているというところは御指摘のとおりであらうと思ひます。

これを需給関係でながめてみますと、五十四年に入りましてマグロ類の水揚げは、大体一十一万月で見まして十七万五千トンくらいでございまして、前年の九五%くらいに相なつております。その中で特に価格の高いホンマグロの水揚げは三万二千トンくらいでございまして、大体前年の八

四%くらいに落ち込んでおるわけでございまして。それから同時に、輸入でございすが、主要輸入国であります韓国が不漁でありまして、五十四年は大体十一万八千トンくらいな水準であらうと思ひます。したがういまして、在庫は昨年よりも大分減つておるということでございまして、需給関係から見ますとやはり価格が上がる要素は全般にわたつてあるわけでございまして、

私たちは、いまマグロにつきまして買い占めが行われて価格が上がつておるといふふうには見てないのですけれども、しかし、この価格の動向は十分注視をしていく必要があると思つておる次第でございまして、

○武藤国務大臣 いま水産庁長官からの実態の説明のように、果たしてそれが売り惜しみ、買いだめであるのかどうかという点については、私、なかなかまだわからないのではないかと、思うのでございまして。そういう意味においては、直ちに法律を適用するかどうかという点については、いまのとこ私としては、いまちよつと聞いた限りにおいてはそれは少しむずかしいのではないかと、思ひます。

○小川(国)委員 まだこれからその点についてさらに突っ込んで伺いたいと思ひますが、水産庁が三菱商事の在庫量を三九・九%、こういうふうに表示された、この数字の根拠はどこからそういうふうに出されておりますか。

○今村政府委員 これは、一船買いをやつております隻数が、大体いま私たちが押さえておるの七百七十四隻一船買いをやつておるのがおります。したがういまして、その一船買いの隻数を調べまして、それから推定をいたしたわけでござい

ます。

○小川(国)委員 ちよつと一船買いの隻数とそれをもう一遍明確に。七百七十というのは船の数ですか、それとも金額ですか。

○今村政府委員 一船買いの隻数でございまして。

○小川(国)委員 そのほかのデータを根拠として

○今村政府委員　それはいたしておりません。

○小川(国)委員 そのほか極洋とか八洲とかその他の会社について出されたのも、この一船買いの積算を根拠にして出されているわけですか。

○今村政府委員 さようでございます

○小川(国)委員 このデータの出し方では、私はきわめて実態調査が不十分なんじゃないかというふうに思うのですね。

実は私、昨日、三菱商事の食料本部長においてを願って、三菱商事の水産部としてマグロをどのくらい買いつけているか、占有状況について報告を求めたわけです。これは商社の良識に基づいて答えを願いたいということで私に報告しました。数字では二八％という数字で、占有率は二八％、こういう報告をしているわけです。ですから、皆さんの報告と一〇％違いがあるわけです。三菱商事がうそをついているのか水産庁の統計に誤りがあるのか、この点はいかがですか。

○今村政府委員　私の方の推定も先生御指摘のようには十分ではございません。それから、三菱の言っておる数字は、恐らく全体のマクロの流通量の中における扱い量というふうなことからそういう数字を言っておるのではないかと思います。

いずれにしても、私たちがいま申し上げたのは、一船買いの数字から推定をいたした数字でございまして、さらに各方面からいろいろこれを詰めていく努力はいたしたいと思っております。

○小川(国)委員　いま水産庁長官の答弁に見られるように、現実には商社の買い付け状況、占有状況、これの把握がきわめてずさんではないかと私は思うのです。一船買いだけをもとにしてこのデータを出している。しかも、私のところに参りました三菱商事の食料本部長は、この数字に誤りがあったら自分の職責をかけるとまで言っていたのです。いろいろな水産関係の諸資料を出すと、水産庁が言われるように、約四割を三菱が支配しているということは一般的に市場関係者の言から出てきているわけです。それは水産庁の言うよう

うな数字に近いのですが、三菱商事はあくまで二八%以下です、こういう言い方で言っているわけですね。これに対して水産庁がそうした買い占めが行われているではないかということ指摘していくのには、これをきちつと押さえた数字ではないと、三菱商事が言うように一割も低い価格で公表していくということが押し切られてくるわけですね。それに対して、水産庁のこうした数字の把握というのは根拠がしっかりしていて、しかもあなたの方はいくらだけ買っているではないです。かということを言える状況にしなければならぬと思うのです。その点についてはいかがですか。

○今村政府委員　御指摘のとおりでございます。それから、私どもとしても、今後さらに、たとえば商社とよく話を詰めていくとか、あるいは市場関係者からよく聴取をしてみるとか、いろいろな手段、方法によりまして、その辺のことを十分調査し、勉強をしていきたいと思っております。

の冷蔵能力を有します冷凍冷蔵工場のうちから累積総冷蔵能力というのをを出しまして、それが約八割に達するまでの工場を選定しておるわけでございます。そういう形で調査をしております統計情報部の在庫調査でございますが、先ほど申し上げましたように、全国の主要産地とそれから十大都市の消費地をつかまえておるということと、それから冷蔵能力の大体八割を占めます冷蔵庫が対象になっておることから見て、調査結果としてはまずまずのところではないかというふうと考えておるわけでございます。

○小川(国)委員　いま水産庁長官はまずまずの調査であると言われるのですが、これは農林水産大臣にも聞いておいていただきたいのですが、現在、マグロの在庫調査については、水産庁の統計と運輸省の統計と二つあるわけです。ところが、マグロの在庫の量については大変な食い違いがあるわけです。五十四年の四月から見ますと、水産

は運輸省の方からあるいは御説明なさるのが適當であらうかと思いますが、対象地域は運輸省の方は五消費都市、東京、大阪、神戸、福岡、釧路と、それから調査対象は営業冷蔵庫を全数調査をされています。それから調査品目につきましては、私の方は十五品目でございますが、運輸省の方は十一品目をなさっておられるということでございまして、調査内容におきまして相違がございます。数字につきましてはただいまチェックをいたしております。

○後出説明員　運輸省で行っておりますところの在庫調査につきまして御説明申し上げます。

ただいま水産庁長官からお答えのありましたとおりでございますが、私どもの統計と農林水産省の統計が食い違う点につきまして、私どもなりに推測いたしましたわけでございますが、まず一つには水産庁長官からのお話のございましたとおり、私どもは営業冷蔵倉庫のみを対象としていること。

○小川(国)委員　これから調査をするでは、一体水産庁は何をやっているのか。かずのこ、これは非常に特殊な魚種に属するものであつたから、国民の台所から見ても痛くもかゆくもないので国民は総スカンをすることができた。しかし、マグロのように国民に親しまれて、しょっちゅう台所に登場してくるこういう国民の嗜好の中心になつてゐるようなものについては、商社あるいは大手による買い占めの状況というものをもちきつと把握してなければならぬのじゃないか。

庁統計では一千三十六トンというのに、運輸省の統計では三千三百一トン。それから五月は、水産庁統計は一千五百一トンであるのに、運輸省の統計は三千五百十七トン、こういうふうにしてまいりまして、十月段階で、水産庁統計では九百三十一トンであるのに、運輸省統計では三千八百七十七トン、三倍も運輸省の方が常時多いわけです。

大体、私も調べてみると、ほぼ同規模のものを対象として調査をしているにもかかわらず、国の統計としてマグロの在庫量調査自体が水産庁と

それに対して農林水産省の統計は、自家用倉庫をも含めたものであること。さらには、これは非常に推測でございしますが、私ども営業冷蔵倉庫の統計は、冷蔵倉庫業者において、一部業界の統計把握におきまして、業界の慣行として重さそのもの、でトン数を出すということではなく、一部におきましては、一部の品目につきまして体積からトン数を一定の換算方式によりまして出すというようなことも行われているようございまして、その辺にも差異に結びついているのではなからうかと推測

そういう面で一番大きな問題は、冷蔵庫によって貯蔵されている在庫の量、農林水産省ではこの水産物の在庫量というものを一体どういうふうに把握しておられるのでしょうか。

○今村政府委員　冷凍水産物の在庫状況でございますが、これは統計情報部におきまして、マクロロでありましてとかイカでありましてとか、そういう主要魚種を対象にしまして、全国の六十四産地と十の消費都市を調査地域としまして毎月調査をいたなしておるわけでございます。その調査に当たりましては、調査地域ごとに、主な機械の五馬力以上

運輸省の統計では食い違つておる。こういうことでは、大手企業の買ひ占めが行われているといふこと、在庫の実態についても、政府の機関においてこの統計の数字が大幅に食い違つている、こういうことでは、在庫の調査も徹底してできないのではな
いか。いま水産庁長官十二分に言いましたが、この食い違いは一体どういうことでしょうか。

○今村政府委員 ただいま先生の御指摘のございました在庫の数字はちよつといた調べておりますが、まあ在庫調査につきまして、私の方は調査は
いま申し上げたようなことでございますが、これ

いたしているところでございます。

○小川(国)委員 この水産統計は、国の機関でありながら水産庁と運輸省と全然数字が違っているわけですよ。たとえば、先ほど来お話しがあった五十四年四月からの生鮮品、冷凍品、塩蔵品、その他の加工品、これについての水産庁と運輸省の調査を対比してみますと、生鮮品について、たとえば五十四年四月は、水産庁は五万五千トンであるのに運輸省は十二万八千トン、塩蔵品について言えば、水産庁は四十六万九千トンであるのに塩蔵品は六百一十千トンというふうに、生鮮品、冷凍

品、塩蔵品についても水産庁より運輸省の在庫調査の方が倍近い数字を示している、こういう状況なんです。しかも、いまの御説明によれば、調査の対象は水産庁の方が運輸省よりも幅広くやっているわけですね。幅広く調査をしている水産庁の統計が、マグロにおいては運輸省の統計の三分の一、一般の生鮮品や冷凍品では二分の一、こういうことでは、一体マグロの買い占めが行われ、しかも価格操作が行われているというのに、国の統計がこんなふうに違っているのでは、商社がどこの冷蔵庫にどれだけ隠しているのかという実態把握は不十分じゃないか。

こういうことで、かすのこのようにマグロがそれ以上のことがいま行われつつあるのに、その実態把握が農林水産省として適切にできてない。こういうことでは、国民は安心して台所を政府に任せることができないじゃないか、こう考えざるを得ないですね。この点いかがですか、大臣。——いや、水産庁長官じゃなく大臣に聞いているのですよ。

○今村政府委員 数字でございしますが、いまチェックの途中でございしますのではつきり申し上げられませんが、なお後でよく数字等についてお教えいただければと思います。マグロにつきましては、私の方の在庫調査の方の数量が多いようでございします。したがって、そこら辺の数字は先生の御指摘の数字をお教えいただきまして、また運輸省の方の数字とも打ち合わせをいたしたいと思っておりますが、数字の点はちよつとチェックをさせていただきますと思っております。

○小川(国)委員 もう一つ言いますと、スルメイカの在庫調査も違いますよ。五十四年四月、水産庁は五千八百二十五トン、運輸省は六千二百八十五トン。それから十月ごろ見ますと、水産庁は一万五千五百二十五トン、運輸省は一万八千三百三十三トン。これいかんせん、私の数字を聞くにしても皆さんの方の数字を言うにしても、国の統計が農林省と運輸省で違っていて、こういう数字をもとに

して商社なり大手の水産会社を行政指導していると言つても、こんな数字がでたら何では何を根拠にしてこういう価格操作に対する行政指導が行なえるのかということになってしまふと思うのです。この食い違いははつきりしているわけですから、行政当局いま答弁できないのですから。

○渡邊説明員 お答え申し上げます。

数字のことでございしますので、一つだけ申し上げたいと思いますが、ただいま先生御指摘の五十四年の四月のスルメイカの例で申し上げますと、私どもの方の調査では二万四千トンになっております。運輸省の調査では、先生いま御指摘のように六千二百八十五トンということになってございまして、農林省の方がかなり多い数字になっております。

○小川(国)委員 いま答弁くださったけれども、今度は水産庁が四倍になってしまったのです。どつちにしてもこういう数字では困るということなんです。

○武藤国務大臣 私もいま数字をちよつとそこで聞いていたのでもうございしますけれども、私の聞いていたのは、どうも水産庁の調査の対象と運輸省の調査の対象が必ずしも一致していないのではなからうか、そういうところから数字の違いが出てくるのではないかと私は判断しておるわけでございます。全く同じ倉庫を対象にして調査をし、それによつて数字が違ふということになればこれはもう大変、政府の同じ統計が違つていゝのではないかと、どうも私はいま話を聞いておりますと、多少その辺に違いがあるのではないかと判断をいたしておるわけでございます。

○小川(国)委員 私もこれは厳密にかなり調査をしてきていますので、それで、おっしゃるよう、対象は運輸省より水産庁の方が広い、こういうふうに判断しているのですが、ただ、それにしても数字が非常に違い過ぎるということ、両者の数字が、だから、少なくとも政府内部において、水産庁の統計はどういうふうになっているのか、

運輸省の統計はどうやっているのか——対象はほぼ一致しているのです。そこで三分の一、三倍というふうなこんな開きが出てきては困るというのです。これは私が水産庁に確かめた数字であり運輸省に確かめた数字なんです。主要な都市も同じなんです。対象は水産庁の方がやや広いということですから、水産庁の方がふえていなければならぬのです。イカについてはいまおっしゃるやうに今度は四倍ぐらゐになってきましたけれども、そうじゃなく、マグロについて見れば大体三対一の関係で数字が出てきているわけですね。いずれにしても数字が食い違っていることは事実なので、これは農林水産大臣として、本来なら子算委員会であれば運輸大臣も出てもらつた席で見解の統一を願うところですね、これは

農林水産委員会ですから、この水産統計について、在庫調査はきちつとしたものが、政府として統一したものができると、こういう方向を農林水産大臣として、これは政府として当然のことですからこれは実行をする、これを統一するように調査の対象を一致させると同時に、一致した政府の統計が出る、こういうことを約束してもらいたいと思うのです。

○武藤国務大臣 私は農林水産大臣でございしますので、自分の所管である水産庁の統計が正しいと信じております。信じておりますが、いま御指摘の点については、私、先ほど申し上げましたやうに、どうも調査の対象なり調査の仕方なり、いろいろとその辺の違いがあつて数字が違つていゝると私はいま判断をいたしております。しかし、誤解を生むやうなことではいけませんので、私は、もう一度その辺についてはきちんとさせます。そして、そういう統計資料の場合には当然下に注があるわけでもございまして、注書きのところで、これはどういふ調査であつてどういふふうにしたかということがあれば、いま御指摘の数字が違つておつても理解ができるのではないかと思いますけれども、そういう点についても今後きちんとひとつ指導していききたいと思います。

○小川(国)委員 ですから、いずれにしても、大臣が言うように、いま水産庁の方で私の出した数字について反論ができるのならいいですよ。このいま出した数字について、三対一の関係について水産庁が説明できるのならいいですが、説明できない状況では、やはりこれはきちんと改善を約束してもらいたいということなんです。

○武藤国務大臣 もしお許しをいただければ、私どもの事務当局の持つておる数字をひとつ申し上げまして、また後ほど先生のものとどういふことで食い違つたかをチェックをさせていただきます。と思います。私どもの事務当局の持つておるの、実は先生の御指摘のものと違つて、運輸省よりは相当多い数字が出ておるわけでございます。それを少し申し上げさせていただきますので、よろしく願ひいたします。

○渡邊説明員 先ほど御指摘のございましたマグロにつきまして私どもの数字を申し上げます。一つの例でございしますが、先ほど先生おっしゃいました五十四年の五月の例をとつてみますと、私どもの冷凍マグロというくくりでの在庫量は二万一千トンになっております。運輸省からいたしております数字は、同じ五月で、これは冷凍キハダとメバチと分けてございまして、キハダにつきましては七百二十トン、メバチにつきましては二千七百九十トンということになっております。

これは一つの例でございしますが、それで、先ほど長官から申しましたやうに、運輸省の場合の調査は五つの都市の調査でございしますし、私どもの方は六十四の産地と十の大都市の冷蔵庫につきましての調査でございします。

○小川(国)委員 これで見ましても、今度は逆に、対象がほぼ同じであつて水産庁の方が多くなると、こういう数字になつてくるわけですね。ですから、いずれにしても、水産庁統計と運輸省統計の数字というものが食い違いをしているということは事実であつて、その点では、この点は少なくとも対象を統一させる、しかも数字を一致させ

る、こういうことの中で在庫調査というものをきちんとして確認してもらいたい、このことをもう一遍重ねて大臣に要求したいと思ひます。

○武藤国務大臣 先生御承知いただいておりますように、政府統計いろいろございまして、けれども、たとえば、総理府の統計の場合、私も農林水産省統計の場合、この辺の食い違いがある場合もあるわけでございまして、それはやはり先ほど申し上げましたように、下のただし書きと申しますか説明のところに、この調査はこういう調査方法に基づいて、こういう調査対象をもちましてやりました、こう書いてあるわけでございまして、その点、私も私どもの資料に十分説明が書いてなかったとするならば、その点は非常に不親切な統計かと私は思ひますので、そういう点についてはきちんとして、これは当然でございまして、私は、同じ調査方法で同じ調査対象に基づいて数字が違ふということとは少し考えられないこととございまして、今後とも少し気をつけてはまいりますけれども、私はその辺は、政府の統計が同じ調査方法で同じ調査対象であるのに数字が違つてくるということは少し考えられないこととございまして。

○小川(国)委員 この点は時間を要しますので、いすれにしましても、それじゃ委員会終了後直ちにこの水産庁統計を出していただきたい。それと運輸省の統計を出していただきたい。

それから、内訳がないのは不親切だと大臣は言うのですが、私も両方内訳は知っております。そして、両方対象がほぼ同じであるという状況の中で、新しい調査を対象にしてはつてやっておりますから、私はそういう食い違いはないと思ひますが、私の調査に間違いはないと思ひますが、皆さんの統計の数字を委員会終了後直ちに提出してもらいたいと思ひますが、よろしくうございしますか。

○今村政府委員 結構でございます。

○小川(国)委員 運輸省については……。

○後出説明員 提出いたします。

○小川(国)委員 最終的に私は統計の食い違い

の問題を示しましたけれども、こういう事態をもつて、商社なり大手水産会社の在庫調査というものを非常に明確に把握し得ていない状況である、両方とも違う調査をしている。

それから、時間があればもっと突きつめたわけですが、じやマクロについてどういう商社がどれだけの数量をどういう倉庫に在庫しているか、そういう実態調査の把握はできていないと思ひますが、やっておりますか。できていますか。

○今村政府委員 各倉庫について実地にチェックをするというところはやっております。これは農林省としまして、営業倉庫に立ち入って検査をすることができるといふことにつきました。問題は問題でございまして、農林省が補助をいたしまして建設したような倉庫でございまして、これは当然に立ち入って実地に検査いたしますか調査ができますが、純粋な営業倉庫につきましては立ち入って調査をするようなことはいたしておりません。

○小川(国)委員 大臣に伺ひますが、そういうような状況の中で、さき出された三麦の四〇%のマグロの買ひ占め状況というのについても、一船当たりのやつを推定しているに過ぎない。それから倉庫は一、二選んでやっているだけである。しかも、現実にはマグロは昨年末からことしにかけて高騰している、これは値段が示しているわけですから。そういう状況の中で、私も当然買ひ占めとか売り惜しみに関する法律を適用して、こういう問題の調査を農林水産省としてきちんとして組んで、この高値に対する解明を農林水産省としてきちんとして示して、そしてこの状況に対する高値操作というものをやめさせて、もっと国民が魚を安心して食べられるという、そういう状況に行政的に進めていく、そういうお考えは農林水産大臣としていかがですか。

○武藤国務大臣 売り惜しみ買ひだめ防止法というものは、先ほど私もお答えをいたしましたように、国民の生活に対して非常に密接な関係を持つてい

るものが特定業者によつて買ひ占めをされて、そ

して値段が高騰した場合に適用する法律だと私は解釈をいたしておるわけでございまして、確かにいま数字の点はいろいろ御疑問の点を御指摘いただきましたけれども、現時点においてそういう形でのいわゆる買ひ占めによつて高い価格にさせられているかどうかという点については、私は必ずしもそうとはまだ判断しかねるわけでございまして、ここで法律を適用するか適用しないかということについては、いまのところ私は適用する考え方がない、こう申し上げさせていただきますわけでございます。

○小川(国)委員 時間が終了いたしますから、大臣にもう一点だけ。その法の適用いかにかわらず、高値になつていことはお認めになりますね。それに対して農林水産省としてこれに取り組むお考えがあるのかないのか。それから、こういう事態に対する批判がどんどん高まつてきてい

う中で、農林水産省は知らぬふりをしていくのかどうか、その辺だけはつきり考えを聞かしてもらいた

○武藤国務大臣 私どももいたしましては、やはり国民の食生活を預かつてい立場として、できる限り適正な価格で供給されるようにしていかなければならぬことは当然でございまして、そういう点には今後、行政的に指導する場合もありま

しょうし、十分チェックをしていきたいと考えております。

○小川(国)委員 終わります。

○内海委員長 和田 一郎君。

○和田(一郎)委員 ただいま小川委員の方からいろいろと水産関係で御質問がございましたが、私もその問題で政府に質問をさせていただきます。まず、かすのこの問題が大変世間を騒がせま

生々しく伝えているものですから、ちよつと皆さん方に聞いていただきたいと思ひます。

「カナダ太平洋沿岸の港湾都市バンクーバー。二月末から三月にかけて」「この季節がカナダのニシン漁の最盛期。」

「強盗するなら銀行よりも波止場に行け」。昨年のシーズン、こんなジョークがかわされた。沖で操業する漁船と加工工場の間を、ニシンを積んでタッカー・ボートが往復する。そんな中で、船腹に「CASH」と大書したタレ幕をつけた船が、漁船に向かって「よそより二百ドル高く買ひよ」などとスピーカーでがなりたてる。漁船が寄つてきてニシンを渡し、札束を受け取つては漁に戻る。」

「三月初めトン当たり千数百ドルだったこのギヤッシュ・バイの相場が、日を追つて暴騰、月末には四千ドル台に乗せた。最高値は五千二百ドルだったともいわれる。」

「例年、漁期入り前に漁師の組合と加工業者の協会が交渉して、その年のニシンの買ひ取り価格「ユニオンプライス」を決める。これをもちに日本のバイヤーは加工業者から腹出したカズノコを買ひ、これが従来の商慣習だ。ちなみに昨年のユニオンプライスはトン千二百ドル。その四倍近い値段で日本人がニシンごと海上で買ひ上げてしまふ。」

「昨年のカナダ産抱卵ニシンの漁獲高は前年の四割減の四万三千トン弱。不漁が狂態に輪をかけてた。」

これは一つの報告でございすけれども、このように買ひ付け騒ぎもあつたわけですね。そして、この買ひ付け騒ぎのその結果がこのようなかすのこ倒産という大変な事態になつたわけとございすけれども、ある資料の中にこういうのがあつてです。原卵の価格、これはCIFと言ひましていわゆる原価ですね、日本の商社が買ひ取る原価。それはキログラム当たり昭和五十四年では一キロ千八百八十四円だった。それが昭和五十四年、昨年六千六百二十四円と、まあ物すごい値上げです。順

させていただきますけれども、水産物流通に大手商社が加わって、そしてフリーザー級の冷蔵庫の増設、さらに強大な資金力を背景にして価格操作を行っていく、これは公正取引委員会としてはどういうふうな考えを持っていますか。

○小松原説明員 独占禁止法上では、個々の企業が行います買い占めとか売り惜しみ、そういった投機的行為につきましても、確かに健全な商行為とは言えないと思いますが、これを直接規制する明文の規定がございませんので、直ちに独占禁止法上の問題とはなりにくいのではないかと、うふうに考えております。先ほど小川議員の御質問にお答えいたしましたけれども、私もそういったしましては、水産物の流通につきましては、いまマダロ、エビ、すり身と調査をやっております、そういう調査を通じて独占禁止法に違反するような事実がわかりましたら、厳正に対処してまいりたい、そういうふうな考えております。

○和田(一)郎委員 株の売買なんかは、どこかが買い占めを始めた、これはすぐわかりますが、そしてすぐ手を打てる。輸入物に対してもそういうことはできないのかどうかということなんですけれども、公正取引委員会関係の「不正な取引方法」、これは法律というのですかね、その中で五番目のところに「不当に高い対価をもつて、物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けること。」これは一つの不正な取引方法ということになっていくのですが、ここには関連しないのですか。こういう大手商社が半分ぐらい占めてしまつて、そこで完全な価格操作をする、それでとにかく不当に高くなつていく、去年よりも倍ぐらいはね上がった、そういう実態から考えて、これは当たりませんか。

○小松原説明員 そこで不当高値介入と掲げておりますのは、公正な競争が制限されるという観点からとらえておるわけでございまして、たとえば原材料を高値に買入れますと、その原材料を購入してそれを製品として売るといふ他の事業者がその事業の存続ができなくなるわけでござい

ます。そういう競争阻害という観点からとらえて、それを不正な取引というふうにとらえていくわけでございまして。単純な投機目的のためにそういった買い占めをするという行為につきましても、なかなかそれをとらえる手段が独占禁止法上では困難ではないかというふうに考えております。

○和田(一)郎委員 それではもう公正取引委員会はどうしようもない。ということになれば、後はもう農林大臣の腕次第ということになってまいりますけれども、大臣、どうでしょうか。

○今村政府委員 後ほど大臣にお答えいただきますが、かすのこは先ほど申し上げましたように、そういう特定の社に非常に集中する要素を持つておりますが、ほかの魚をずっと見渡してみますと、IQの物でございまして、これは相当の輸入量もございまして、また、それにつきましては輸入可能性というものがあつて、そういうことが、これはそれほど買い占めてどうこうということが、できるような状態にはございせん。かすのこが、一番やりやすい、やりやすいと言つて語弊がありますが、私たちがよく注意をしなければいけませんのは、先ほどお話をいたしましたマダロなどについては、価格動向なり需給動向は十分注視をしていますが、ればいけないと思ひますが、全体的な、魚の大部分につきましては、なかなかそういう状況が現出するようない、また現出し得るような状況にはないと思ひますが、特定の品目につきましては、そういう品目にしほりまして、特にその価格動向及び需給の動向につきましても、私たちは十分注意を払つていきたいというふうに考えておるわけでございまして。

○武藤国務大臣 かすのこのようなものについては大変むずかしいとは思つてございましてけれども、従来商社を呼んで厳しく言つておるわけでございまして、今後ともより強めてやつていくようにひとつ努力をしたいと思ひます。

○和田(一)郎委員 そこで、例の倉庫の問題に

なつてくるわけでございしますが、先ほど小川委員からもフリーザー級の倉庫についての数の質問がございまして、私は、この倉庫の方は大体運輸省が担当していらつしやるということで運輸省を呼んだわけでございまして、この冷蔵庫が水産物の価格操作に使われていると、そういうふうな疑いをおかれれば持ちますけれども、倉庫を監督する運輸省として、この実情に対してどのように考えていらつしやるか、まずそれを伺つておきたいと思ひます。

○後出説明員 運輸省は、冷蔵倉庫を含めまして営業倉庫の監督というものを倉庫業法に基づきまして行つておるわけでございまして。

ところで、倉庫業法は、倉庫業者が寄託主、荷主でございまして、それから寄託を受けた貨物を減失とかあるいは損傷することなく確実に保管することというふうなことを確保することを主たる目的とした法律でございまして、また一方、倉庫業者といたしましては、荷主から貨物の寄託を受ける場合に、その荷主側の寄託行為の経済的と申しますか、あるいは営業的な動機というのにつきましましては知り得ない、あるいは関与し得ないというふうな立場に置かれておる事情にあるわけでございまして、したがって、倉庫の監督、倉庫業法の運用という観点から、その倉庫における貨物などのようなことで使われているかということにつきましては直接云々するということについては問題があるかと存じます。ただ、仮に、結果的にせよ、冷蔵倉庫がそのようなことに使われてしまつておるというふうなことがございすれば、これは私どもとして営業倉庫の本来のあり方に反するものと考へますので、その辺は水産物の所管官庁とよく協力するという形で、倉庫業法の運用の可能な範囲内ということに対処したい、かように考えております。

○和田(一)郎委員 この倉庫の問題ですけれども、これは結局は、魚の安定供給という、安い魚を供給しようというところが旗印でございまして、ね。しかも、農林省が多額の補助金を出している

という、そういう形で冷蔵倉庫なんですね。ところが、現実にはその倉庫の中に、現在七百万トンおさまられる倉庫があるというのでございまして、七百万トンという国民の一年間の食用の魚の量だと聞いておりますが、ちよつとわかりませんけれども、それほどの強大な倉庫があるのですから、それを安定供給のために使われているのならば、ことにありがたいのだけれども、逆な立場になつておる。そこで、運輸省としてはこの程度のことは公表できるかどうか。倉庫の中にある品目と数量、それから所有者は一体だれなんだということはある程度は公表して、それが即、値段の操作につながるという場合は、直ちに関係当局からそこで指導してもらつたという、そういう形がとれるかどうか。どうですか。

○後出説明員 倉庫の在庫状況につきましては「倉庫統計月報」その他の形で公表いたしておるわけでございしますが、それも先ほど申し上げましたような倉庫業法の目的達成という観点からやつておるわけでございまして。しかし、いろいろな観点からそのような資料を基礎としてお使いいただくということもまたあろうかと存じます。その辺につきましましては、先ほどと同様、やはり水産物の所管官庁の施策に協力するという形で御相談申し上げながら対処したいと存じます。ただ一点、その倉庫の中身の所有者を公表するということにつきましましては、いろいろと倉庫事業としての営業の秘密というふうなことも絡むかと思ひますが、一般的には先ほど申し上げたような形で対処したいというふうに考えております。

○和田(一)郎委員 そうしますと、あなたのおつしやつた、運用の中で対処できるというお言葉が、公正取引委員会等に対して、大きく公表する意味でなくて、所有者は大体このぐらいたというぐらいいなことは言える、こういうことまでおつしやつておるわけですか。

○後出説明員 一般的にこの場で場合を想定して

お答えするのは大変むずかしいとは存じますが、その場合場合にによりまして、その所管官庁の施策に協力するという形で、倉庫業法の運用の可能な範囲内で対処したいというふうに考えております。

○和田(一郎)委員 大臣、いまの話で、その都度その都度運用の中で言えるということですから、では、どこの商社がどのぐらい買っているということは大体わかるということですね。運輸省の方からそちらの方に連絡できるというような答弁です。それから、それに対して適切な手を打てるかどうかという問題なんですけれども、それはどうでしょうか。

○今村政府委員 ただいま運輸省の御答弁にございまして、氏名を公表するとか何とかという点になるとなかなかむずかしいかと思いますが、私たちがしましては、運輸省と十分協議をいたしまして、どの程度のものをどういうふうに出していただくか、またそれが行政指導をしていく上において、私たちの参考といいますか、ベースにできるかなというような形の御協力をお願いをするように今後運輸省と十分協議をしていきたいというふうに考えております。

○和田(一郎)委員 ちょっと大臣の御答弁をいただきましたが、運輸大臣とも御協力、御協議していただくと思うのですけれども、その点についてどうでしょう。いまの水産庁長官が答えたその点について、大臣としてもひとつ答えてもらいたいと思うのです。

○武藤国務大臣 いま水産庁長官の答弁申し上げましたような方向で対処してまいりたいと思っております。

○和田(一郎)委員 これはもう国民が目している事件ですから、私はおさなりに過ごしてはまいりたいと思っております。

庁でつかんでいらつしやることだけでも結構ですから、ひとつずつと説明をしてもらいたい。時間がございませんで、手短かにお願いをいたします。

○今村政府委員 北商の全体的な債務というのは、まだ確定はいたしておりませんが、三百億を超えているように聞かされております。したがって、三菱におきましても、北商につきましても債権の確保その他、清算過程に入りまして北商といういろいろ交渉をいたしますが、折衝をしておられるわけでございまして、いまお話のございましたように、道漁連におきましても、北商に対して債権を有しておられるわけでございまして、この点につきましては、北海道漁連といたしましても現在北商といういろいろ折衝、交渉をしておるところでございまして。

○和田(一郎)委員 北商の債務が二百七十三億、その中で道漁連が五十八億もあるというふうにちよつと私の手元にあるのですけれども、それで間違いないですか。

○今村政府委員 数字は動くかもしれませんが、現段階において北海道漁連が北商に対して有する債権が大体百十億でございまして、ただ、担保物件を持っておりまして、あるいはまた契約はしたけれども現物は引き渡していないというものもございまして、担保の評価いかんにもあります。したがって、比較的にかく担保を見込んで、北連の損失といえますか、回収し得ない債権は約六十億程度と承知をいたしております。

○和田(一郎)委員 今度北海道漁連にちよつと関係をしてみたいと思いますが、この北商の債務も北海道が絡んでいる。それから、空取引というのですか、架空の荷を次々と転がした、そして手数料二十六億四千万が道漁連に入ったとかいろいろございまして、七年間もこういうことをやっておった、こういうことですね。そして、結局は残された損害が二十年間の利益に匹敵するということも言われておりますけれども、これは一体どういうことなのでしょう。水産庁としてこま

で監督されてなかったのかどうか、その点についてちよつとお聞きしたい。

○今村政府委員 北海道漁連の空売りによりまして北海道漁連が現在こうなっております損失が大体百三十億ぐらいございまして、これにつきまして、約七年前にわたってそういうことが行われておったということとございまして、その間これがわからなかったということとはまことに残念なこととございまして、北海道漁連の執行体制あるいは人事管理あるいは業務の遂行その他に重大な欠陥があったのであるというふうに私は考えておるわけとございまして。

その空売りの仕組みは非常に巧妙に仕組まれておったということも確かでございますが、東京の営業本部におりました参事でありまして、常務でありますとかいう者は、日常業務に携わっておったわけでございまして、そういう点において執行体制及び業務遂行体制にはなだ欠陥があったと考えるを得ないわけとございまして。

私たちは昨年の十一月に北海道漁連を検査をいたしましたわけとございまして、その際にそういう空売りの状況を発見し得れば非常によかつたわけとございまして、書類検査をいたしまして、書類としてはきちんとして整理をされておるということでございまして、これを発見するに至らなかつたわけとございまして。しかし、検査の時点で、北海道漁連の員外利用は急激にふえておる、それから不良債権も相当ある、それから在庫においてもこれを相当数量抱えておるというところは、検査の際に指摘をいたしましたわけとございまして、さらに、東京営業本部につきまして検査を実施する前にそういう事件が発覚したということとございまして。

検査のやり方そのものにつきまして、書類で金銭出納等は照合をいたすわけとございまして、一つ一つの在庫につきましてこれをチェックするということもいたしております。その発見ができなかつたということとございまして、検査のやり方、それから水産庁としましての検査体制の整備ということにつきましては、十分改善を加

えていくべき必要性は痛感をしておるところとございまして。

○和田(一郎)委員 これは中央競馬会の例の問題があつたときにも、農林水産省としては幹部がずいぶん反省されたわけでございましてけれども、今度の問題も、多額の欠損金ですから、この点についての大臣の責任とそれからお考えですね、ちよつとおつしやつていただきたい。

○武藤国務大臣 いま水産庁長官から御報告を申し上げましたように、十一月にも検査をしたわけとございまして、そのときにも実は書類と金の出し入れだけはチェックをいたしたわけとございまして、けれども、実は物まで確認をしていなかったためにこういうことが発見できなかったと思つたのでございまして。これは正直、検査官が八人しかおりません。それで検査対象は、私どもの水産庁は直接検査をする組合が百十九あるわけとございまして、なかなかその辺まで手が回らないということもございまして、しかし、結果的にこういうことが起きたことは大変遺憾に存じております。

これからは、その辺の検査のあり方についても、金、書面、それに物、これを加えた形で、こういう事件が二度と起きないような方向になるように十分検討し、また、北海道漁連の再建につきましても、組合でございまして、組合員の意思というものも尊重していかなければなりません。組合員の皆さんがひとつぜひ再建しようということで御努力をいたいただく場合においては、私ども農林中金など金融機関ともよく協力をし、また、私どもの水産庁の中に今度この再建のためにはどうしたらいいかというプロジェクトチームをつくつておりますので、そういうチームを中心として、ひとつ再建にできる限り協力をしてまいりたい、こう考えておるわけとございまして。

○和田(一郎)委員 そこで、これは最初新聞に載つたのは去年の十二月十九日にこの空売りの問題が出たのです。ですから、この関係者には十月ないし十一月には相当耳に入つておつたと

いうことも聞いておりますので、十一月に水産庁が行かれたときにそれを把握していれば、また何か手が打てたかも知れません。しかし、いずれにしても、ただいまの大臣の御答弁で私どももたいしたものですから、末端の漁業者の被害というのは大変なものでございますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

それで、先ほども水産庁長官のお話の中にちよつとありましたけれども、員外利用のことなす法律では一応二分の一ということになっていますけれども、これではいいのかわかという問題なんです、大臣、この点についてはどうでしょう。

○武藤国務大臣 農協の場合は二割でございます、水協法の場合は二分の一ということになっておるわけでございます。これは水産関係の特殊事情もあると思ひますけれども、しかし、何も二分の一の認めてあるから、北海道漁連のように四八%でいいというものではないわけでございまして、それは一つのマキシマムであつて、そういうものはなるべく少ないにしたいことはないわけでございまして、今回もその辺は十一月のときにも指摘をしておつた点でございます。それは法律では認められておつても、それが本間に組合員のためになる場合にはやむを得ないことと思ひますけれども、どうも今回のような形で、特に東京の営業本部は九十%まで員外利用ということでございまして、私はそういう形が決して望ましい形ではないと思つておるわけでございまして、なるべくならばせいぜい少ない方がいい、こういう判断でおるわけでございます。

○和田(一)郎委員 では、大臣としてはこの二分の一の二を減らすおつもりですか。

○武藤国務大臣 これはやはり、いま申し上げますように、いろいろ水産物というのは組合の人たちだけのものだけではなかなかない場合が流通上あるわけでございまして、そういう点で、二分の一というのは一つの限度としてそれはそれなりにいいのではないかと、ただ、実際の運営として、

二分の一の二を減らすおつもりですか。こまでやっていいというものではなくて、必要に応じてやるのでありまして、必要でない場合に何もそういう空売りや空買いなどをやるために二分の一の二を減らすおつもりではないかと私は思ひますので、その辺をよく判断をされて組合が運営をされれば、大変私には結構ではないか、こ思つておるわけで、法律を改正するという気持ちにはございせん。

○和田(一)郎委員 そういうふうに大きな幅があるから、逆にそういう気持ちになつてしまふのじやないか、こ思つたわけなんです。ですから、法律改正する意思はない、それも大臣の気持ちだと思ひますけれども、では、どうして二分の一になつたかという経緯をちよつとどなたか簡単に説明してくださう。

○今村政府委員 水産の場合に農協の場合よりも員外利用の幅が広いということ、これは漁船の活動範囲は御承知のとおり非常に広いございまして、たとえばA県の漁港に相当遠隔地から魚をとつてきた者がそこに水揚げをするということがあつたわけでございまして、それから、たとえば油を例にとつて申しますと、その港に寄港をいたしますと、それは組合員外のものでありまして、油を供給しなければいけないということになるわけでございまして、そういう遠隔地にわたる水揚げあるいはまた資材の提供という観点から、恐らく相当幅広く五〇%以内ということになつておるのだらうと思つております。

○和田(一)郎委員 漁船だからあちこち動くからということだと思ひますけれども、森林組合もやっぱ二分の一になつてゐるのです。材木といふのはあつちへ行つたりこちへ行つたりするわけじやないですか、そこに立つてゐますから。だから、そういう議論にはならないのじやないかと思ふので、いづれにしても、五割ということは今現在法律になつておりますので、こいう点について監視、これを水産庁としても、大臣がおっしゃいましたとおり厳しくしていつてもらつて、今後

このような事件が起きないように、そして末端の漁業者に迷惑がからないように、ひとつがっかりと指導してもらいたいと思ひます。

次に、時間がございますので、けさの委員会冒頭で芳賀先生の方から話が出ましたいわけゆる米国の対ソ禁輸分の穀物の件でございまして、大臣の御答弁もございしましたけれども、きのうの委員会でもわが党の瀬野委員からこの問題がずいぶん話があつたと思ひます。そこで、瀬野委員には

先ほど私も打ち合わせいたしましたけれども、ずいぶんこの点について細かく、それから長時間とつて大臣に質問しておりますけれども、大臣の御答弁は、要約すれば検討しているという御答弁だつた。大体皆さん方もそういうふうに出ておつたところで、ところが、きょうの新聞を拝見いたしますと、十九日の閣議後の記者会見というので

すから、十九日はきのうです、そうすると、きのうの委員会の始まる前の記者会見でこれはおつしやつてゐる。しかも、こに出ておつたのとおり、「具体的数字を武藤農相があげたのは初めて」というふうに出てゐるのだけれども、具体的数字をこのようにあなたがおつしやつた。こまでおつしやるなら、どうしてきのうの委員会に、しかも瀬野委員の質問のときに御答弁されなかつたかどうか、これは非常に残念であるというのが瀬野先生のいまの話なのですが、どうですか。

○武藤国務大臣 けさ芳賀先生にもお答えをいたしましたように、私は何もそれが決まつたとは一度も表現をしていないわけでございまして、検討をしておる段階の中での話でございまして、まだ百万トンというふうなものが決まつたわけでは全くないわけでございまして、きのうも記者会見でも申し上げておりますけれども、私も政府といたしましては、大体小麦を五十五年度のなるべく早い機会にいゆる前倒しで幾ら買つても十万吨程度であらう、またR.R.援助でいけばこれが十万吨であらう、また配合飼料供給安定機構では十万吨ぐらゐる大体五十五年度予算でもう予定をいたしておりますので、こいうものを五十五年

度のなるべく早いうちに買えばそれで十万吨ふえる、こいうことで三十万吨というのが私ども政府内部の考え方ではないかと、あとの分については商社にいろいろ検討願つておるというこで申し上げておるわけで、その数字は全くまだ決まつてゐるわけじやございませんので、どうかその辺はけさほど申し上げたとおりでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○和田(一)郎委員 決まつてないけれどもこれをおつしやるのですから、やはり胸算用はあるわけだと思ふのです。全然何もないとこに数字をおつしやるわけがないと思ふのです。どうして委員会でおつしやるしないで記者会見でおつしやつたかという点をちよつとおつしやつてもらいたいと思ひます。

○武藤国務大臣 私どもでやる範囲はいま申し上げた三十万吨でございまして。商社は、これは民間でございまして、民間の取引で従来とも契約をし、そして輸入をいたしておるわけでございまして、それに対して、たまたま商社と私との間で話をしておるときに、一体どれくらいか、こいう話題が出たときに、そつたな、トータルで百万トンまでいくといふやうな話をしていておるわけでございまして、これは二月八日の話でございまして、きのうとかいふ話でもございせんし、二月八日にこいう話をしておつた。商社の方は、しかし、それに対して、非常にむづかしい、いま私どもはとにかく相当先まで成約をしておるのでもうむづかしい、こいう話であつたわけでございまして、ですから、私は何もそれは期待もいたしていないわけでございまして、ただ、こいう話でそのときの数字はどうかといふときに数字がたまたま出ただけであつて、私はその数字には全くこだわつてゐない、こいうことでございまして、この正規の委員会でも申し上げるやうな段階の数字ではまだないわけでございまして、私は申し上げなかつた、こいうことで御理解をいただきたいと思います。

○和田(一郎)委員 そうすると、まだこれから百万トン以上になるといふことも残されているといふことになりませんか。

○武藤國務大臣 これは、商社が今度私のところへ来るときに、あのときのいろいろ検討してくれといふことに対してはどういう答えであるかといふことは、私は全く予測できません。ただ、そのときの商社の話は、いま申し上げる以上に、相当厳しい、いまの成約を相当先までしておるのだから、これ以上の買い増しといふことは非常にむずかしい、こういう答えがそのときあったわけでございます。いずれにしても検討しましたというところで、お帰りになつたわけでございますが、私と商社との間でまたまそういう七十万トンといふような話をしたときに、とてもむずかしいといふことであつたわけでございますから、それ以上になるなどといふことは私は全く考えられないわけでございますし、相当それより減るのではないかと感じを持っておるわけでございます。

○和田(一郎)委員 大来外相も近々訪米されるというその直前の数字ですから、これは外務省だとかまたは総理筋の方からある程度のアプローチがあつたことはあるのでしょうか。そつちはどうなんですか。総理大臣の方からもういふ話があつたのかどうかです。

○武藤國務大臣 そういうことについては、一切私の方に正式に幾ら幾らというふうなことはございせん。

○和田(一郎)委員 正式にないといふことは、ある程度打診的なことはあつたのでしょうか、正式にないといふことをおっしゃつていふといふことは。

○武藤國務大臣 これはききよう予算委員会でも実はお答えをしたのでございますが、私は予算委員会では、先ほど申し上げる様に三十万トンが限度であるといふことをずっと答弁してきたわけでございます。たまたま、閣議の始まる前に私どもも雑談をする時間がございすけれども、大来さ

んから、いや商社は何かある程度買い増しをしていいいような意向を持つておるようだからといふ話がありましたので、どうもこちらが一向にそういうことに対して積極的でないために、商社がある気持ちがあつてもどうもこつちから言われてないといふことではないかといふふうに私は受け取れたものでございすから、それで商社を呼んで聞いたといふことでございまして、そうしたら、必ずしも外務大臣のおっしゃるような方向ではなくて、非常に消極的な空気があつた、しかし、検討だけはしましう、こういうことでお帰りをいただいております。

○和田(一郎)委員 いずれにしても、日本の農業の自給率を上げる、農家も本心に心配している問題ですから、慎重に扱つていただきたいと思ひます。

最後に、時間がありませんで、とにかくいま野菜が猛烈に上がつておりまして、いわゆるばか高値といふことでございす、政府の対策を簡単にひとつお願いします。

○森美政府委員 先週の間議後に発表いたしました考案の方は、四月以降の春野菜の供給がきつめて潤沢であり、価格の低落も予想されることから、できるだけそれを先取りして三月の端境期に当てたいといふ考案の方でまとめたものでございまして、主要産地に出荷の奨励を行うほか、四月出荷が予定される春野菜についての若取り出荷、それから施設野菜につきましては、育成期間を短縮して出荷を奨励する問題、さらに大消費地への遠距離輸送を考へる問題、こういった問題について補助を行つていきたいといふことが一つ。それから、それほど大量には期待できませんが、ある程度アメリカのレタスとかあるいは台湾のキャベツ等について輸入を考へてまいりたい、奨励をしてまいりたい、こういうことが骨子でございす。

○和田(一郎)委員 そこで心配になつてくるのは、商社の方に頼んで相当輸入の促進をしておると聞いております。そして、今度は外国物がばさつと入つてきて日本の国内産を圧迫するといふ心配

も出てきた。それからもう一つは、去年の暮れあたりに茨城県、栃木県の白菜の畑へ、二十トンぐらゐのどつかい車ごと来ましてたつぷり積んで帰るといふ、まるごと買つていくといふのがございす。そこで相当に品物が操作されるというところ、値段が操作されるというところがございす。これは自由の商売ですからそういうこともあろうと思ひますけれども、その点についてはどうなのですか。

○森美政府委員 まず輸入の問題についてお答え申し上げます。まず率直に申し上げますと、生鮮野菜は国際商品といえるものが非常にわずかでございまして、大幅に輸入が期待できるような状況ではございせん。私も十二月、一月以降ずっと状況を調べてまいつたわけでございますが、当時の段階で輸入が期待できると思つておりましたのは、台湾のキャベツが三千トン程度、それからアメリカのレタスが数百トン程度と見ておりましたし、その後

の状況、また最近における見通しもあわせまして、大体そんなものではないだらうかと思つております。そのうちすでにレタスは約四百トンばかり、キャベツは二千トンばかり入つておりますから、三月期において入つてくる量はそう大量には期待できないのが現実でございす。

それから、畑買ひの問題について御指摘があつたわけでございます。実は野菜の流通は、個人出荷、系統出荷、商人系出荷と三つになつております。かなり系統の利用率は上がつてきておりますが、白菜とか大根のように、包装資材の要らない共選のない品目につきましては、なお商人系の出荷の比率が事実としてかなり高いといふことがございす。その態様をいたしましては、収穫後買い取る場合、畑買ひをする場合等、多岐に分かれております。ただ、御案内のように、すべて非常に貯蔵性のない商品でございすから、結局市場への出荷が、商人によつて行われるか、農協によつて行われるか、個人で行われるかという態様の違いだと思ひますし、また、事実これらについて

て買い取り価格を調べたところでは、大体その直近時点の市場価格をベースとして仕切つておりますので、特に価格について問題があるといふふうには思つておりません。

○和田(一郎)委員 そこで、時間がありませんから、これは大臣に最終的にお願いいたしますけれども、確かにいま足りないのは葉物ですね。しかしちよつと前に北海道のタマネギは猛烈に騰貴した。それから去年ですかおとしですか、一回か二回か忘れましてけれども、群馬県端恋では、ブルドーザーの車輪の下に、あそこはキャベツですか、白菜かな、つぶしてしまつた。ところがこうやつて足らない。いろいろ天候のあれもありまして、けれども、もう少しうまいかきものですかね。たとえば転作物、大麦、特にビール麦を奨励されてどんどんつくつたら、ビール会社が買つてくれない。どうしようもないといふことがありますし、最近では小麦といふことでつくり始めていますけれども、日本の小麦といふのはパンに向かないといふことです。うどんしかつくれません。それもあと二、三年たつたら恐らく天井を飛び越してしまつたらう。そこまではやはり農林省としては小麦に転作を進めていく、そつちだと思ひます。農家の方もそれを期待していると思ひますけれども、またそこで余つてしまつてどうしようもないといふことになつてくるのではないだらうか。どうもうまくいかないといふことをわれわれ考へるのですけれども、大臣どうでしょうか。もう少しすかつたうまいかないものですか。

○武藤國務大臣 野菜の価格安定につきましては、いま御指摘のように非常にむずかしいと思ひますけれども、私も従来集団産地の育成だとか、あるいは野菜価格安定制度の対象を拡大するとか、いろいろなことをやつてきたわけでございます。しかし、何にしても出荷の方が、農協その他の団体でやつてゐる分が必ずしも多くないわけでございます。その辺が非常に頭を痛めておるところでございすけれども、今回の五十五年予算におきましては、御承知のとおり、重要野菜

も出てきた。それからもう一つは、去年の暮れあたりに茨城県、栃木県の白菜の畑へ、二十トンぐらゐのどつかい車ごと来ましてたつぷり積んで帰るといふ、まるごと買つていくといふのがございす。そこで相当に品物が操作されるというところ、値段が操作されるというところがございす。これは自由の商売ですからそういうこともあろうと思ひますけれども、その点についてはどうなのですか。

○森美政府委員 まず輸入の問題についてお答え申し上げます。まず率直に申し上げますと、生鮮野菜は国際商品といえるものが非常にわずかでございまして、大幅に輸入が期待できるような状況ではございせん。私も十二月、一月以降ずっと状況を調べてまいつたわけでございますが、当時の段階で輸入が期待できると思つておりましたのは、台湾のキャベツが三千トン程度、それからアメリカのレタスが数百トン程度と見ておりましたし、その後

の状況、また最近における見通しもあわせまして、大体そんなものではないだらうかと思つております。そのうちすでにレタスは約四百トンばかり、キャベツは二千トンばかり入つておりますから、三月期において入つてくる量はそう大量には期待できないのが現実でございす。

それから、畑買ひの問題について御指摘があつたわけでございます。実は野菜の流通は、個人出荷、系統出荷、商人系出荷と三つになつております。かなり系統の利用率は上がつてきておりますが、白菜とか大根のように、包装資材の要らない共選のない品目につきましては、なお商人系の出荷の比率が事実としてかなり高いといふことがございす。その態様をいたしましては、収穫後買い取る場合、畑買ひをする場合等、多岐に分かれております。ただ、御案内のように、すべて非常に貯蔵性のない商品でございすから、結局市場への出荷が、商人によつて行われるか、農協によつて行われるか、個人で行われるかという態様の違いだと思ひますし、また、事実これらについて

て買い取り価格を調べたところでは、大体その直近時点の市場価格をベースとして仕切つておりますので、特に価格について問題があるといふふうには思つておりません。

○和田(一郎)委員 そこで、時間がありませんから、これは大臣に最終的にお願いいたしますけれども、確かにいま足りないのは葉物ですね。しかしちよつと前に北海道のタマネギは猛烈に騰貴した。それから去年ですかおとしですか、一回か二回か忘れましてけれども、群馬県端恋では、ブルドーザーの車輪の下に、あそこはキャベツですか、白菜かな、つぶしてしまつた。ところがこうやつて足らない。いろいろ天候のあれもありまして、けれども、もう少しうまいかきものですかね。たとえば転作物、大麦、特にビール麦を奨励されてどんどんつくつたら、ビール会社が買つてくれない。どうしようもないといふことがありますし、最近では小麦といふことでつくり始めていますけれども、日本の小麦といふのはパンに向かないといふことです。うどんしかつくれません。それもあと二、三年たつたら恐らく天井を飛び越してしまつたらう。そこまではやはり農林省としては小麦に転作を進めていく、そつちだと思ひます。農家の方もそれを期待していると思ひますけれども、またそこで余つてしまつてどうしようもないといふことになつてくるのではないだらうか。どうもうまくいかないといふことをわれわれ考へるのですけれども、大臣どうでしょうか。もう少しすかつたうまいかないものですか。

○武藤國務大臣 野菜の価格安定につきましては、いま御指摘のように非常にむずかしいと思ひますけれども、私も従来集団産地の育成だとか、あるいは野菜価格安定制度の対象を拡大するとか、いろいろなことをやつてきたわけでございます。しかし、何にしても出荷の方が、農協その他の団体でやつてゐる分が必ずしも多くないわけでございます。その辺が非常に頭を痛めておるところでございすけれども、今回の五十五年予算におきましては、御承知のとおり、重要野菜

も出てきた。それからもう一つは、去年の暮れあたりに茨城県、栃木県の白菜の畑へ、二十トンぐらゐのどつかい車ごと来ましてたつぷり積んで帰るといふ、まるごと買つていくといふのがございす。そこで相当に品物が操作されるというところ、値段が操作されるというところがございす。これは自由の商売ですからそういうこともあろうと思ひますけれども、その点についてはどうなのですか。

○森美政府委員 まず輸入の問題についてお答え申し上げます。まず率直に申し上げますと、生鮮野菜は国際商品といえるものが非常にわずかでございまして、大幅に輸入が期待できるような状況ではございせん。私も十二月、一月以降ずっと状況を調べてまいつたわけでございますが、当時の段階で輸入が期待できると思つておりましたのは、台湾のキャベツが三千トン程度、それからアメリカのレタスが数百トン程度と見ておりましたし、その後

需給調整特別事業というようなものも考えて、出荷団体とよく協力をして、生産の時期から計画的に、また出荷も計画的にやっていたきたい、こういうことをお願いしようとしているわけでございます。

そこで、いろいろとこのごろ先生のような御指摘がございますので、この事業を実施するに当たりましては、作付のときから計画的にやらしていただいて、うまく需給調整をやるように考えていかなければならない、こういうふうにいままは腹づもりをいたしておりまして、予算が通りまして、そういう形でこの事業については強力に進めていきたいと思っております。

○和田(一)郎委員 これで終わりますけれども、確かに作付の計画は重要だと思っておりますので、今後の大臣の御奮闘をお願いいたしまして、質問を終わります。

○内海委員長 中川利三郎君

○中川(利)委員 私は、いわゆる全共連問題についてお聞きしたいと思っております。

去年の三月、全共連内部での怪文書、そういうものに端を発しまして、その後いろいろマスコミなんかも参加したかっこうで、全共連問題というのが全国的な注目を受けたわけでありまして、その結果として先ごろ会長さん以下総辞職をした。そしてあさって新しい執行体制ができるというところであります。私はそれに非常に大きい期待を持っております。

しかし、問題は、この一連の事件といえますか問題、これからどれだけ多くの教訓を学びとって、今後の共済なり農協の発展のために尽くすか、そういうことが一番かなめであると思っております。総退陣に当たっての共済連の前会長さんの記者会見によりますと、たとえば一月二十六日の日本農業新聞であります、「文書問題では、何ら不正はなかった。しかし、農林水産省の検査書が漏れたことは、管理体制がずさんだったことで責任を感じている」、「こういうことで総辞職になったということになっているのです。いろいろな新聞

がありますけれども、同じことが書いてある。

そこで、私が大臣にお聞きしたいというところは、農林水産省の検査書が漏れた、このことが最大問題で、あとは何も問題なかったのか。そういうことであるならば、この一連の経過から学び取るべき教訓というものは何も出てこないことになると思うのです。私はそういうことではおかしいなと思うのであります。ひとつこの問題に対するいま私の申し上げた点に対する大臣の御所見をまずお伺いしたいと思います。

○武藤國務大臣 外部に漏れたということでは前会長が責任をとるんだとおっしゃったことは、会長自身の見解であろうと思っております。私は、それだけで責任を感じたとは思わないわけでございます。まして、今度おやめになったのは、それ以上にこういう事態を招いたことに対しておやめになったのではないかと推測をいたします。何にいたしたとしても、これは自発的におやめになったことでございまして、私がこうであるときめつけるようなことを申し上げるのはいささかどうかと思っております。お許しをいただきたいと思っております。

○中川(利)委員 それならば、いやしくも農林水産大臣は全共連の指導監督機関であります。この一連の問題に対してどういふ問題があったのか、お聞かせいただきたいと思っております。簡単に結構です。

○松浦(昭)政府委員 お答えをいたします。

いわゆる全共連に関する問題につきましては(中川(利)委員「この問題についての評価を言ってください」と呼ぶ)特に問題になりますのは、全共連が昭和四十年代におきまして取得いたしました不動産、この中にはかなり稼働化の低いものがございます。必ずしも運用が適切とは言いがたいような財産運用が行われていたというふうに見受けられる点がございます。これにつきまして、農林水産省といたしましても、検査を行いましてその事実を指摘いたしますと同時に、また、その是正方に努めまして、全共連からの回答も得ているという状態でございますが、この不動産の

問題というものはこの問題の非常に重要な核心であるというふうには思っております。

○中川(利)委員 運用不動産の不稼働が大変多かった、この問題が大きい重要なウエートを占めるという話であります。その扱いについて非常に残念な点、問題があったということですね。

それで、なぜそうだったのか、そういう点をこの際洗い直して新しい発足に備えるべきだと私は思うのでございます。この点についてはどう考えますか。

○松浦(昭)政府委員 ただいま申し上げましたように、昭和四十年代に取得いたしました不動産の大半が稼働化が非常に低いという状態が問題であるというふうには考えているわけでございまして、この全共連が取得いたしました不動産の中には、当時の社会情勢と申しますか、あるいは経済情勢と申しますか、そういうものを反映いたしましたので、全国的に地域開発への意欲が高まっていた時期でございまして、全共連としまして、財産運用の一端としまして不動産を取得したというふうには考えられるわけでございまして、しかしながら、その後、先生も御案内のように、経済情勢、社会情勢がすっかり変わってまいりまして、その結果稼働化が困難になったという事態であろうと思っております。現時点に立つて見ますと、必ずしも当を得た財産の運用ではなかったかというふうな問題が生じているというふうには考えるわけでござい

ますが、いずれにいたしましても、農林水産省といたしましては、検査をいたしまして、その問題点につきまして現時点に立つてどのような適切な措置をとるかということにつきましては、厳しく指導いたしているという状況でございます。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

○中川(利)委員 当を得た財産運用ではなかったというところは農林省の方でもお認めになるわけですね。

そこで、私ちょっとお伺いしたいことは、あの時代は高度経済成長である、列島改造ブームであった。その後いろいろな問題で、石油ショック

その他で冷え込んでせっかくのあれが不稼働になったんだ、こういうことであります。必ずしも全共連にだけ高度経済が押し寄せ、あるいは冷え込みが押し寄せたわけではなくて、これはどこでもそうなんです。

それで、私は、たとえば豊科高原の例を一つ挙げてみても、そういう経済情勢の発展だとか何とかいうことは、何か保養所をつくる、休養施設をつくる、全国の組合員のための施設をつくるということであれば、決して投機をするのではないんです。そうであれば経済情勢が変動するということとは、崇高な目的である共済連の事業から見ればこれは理由にならないと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○松浦(昭)政府委員 豊科高原の土地の取得に関する御質問でございますが、確かに、この豊科高原の土地の取得の目的は、当時財産運用の一端といたしまして、保養施設を建設しようという目的で、この土地を全共連が物色いたしました。理事、監事の現地調査も経まして昭和四十五年に取得したわけでございまして、当時の運用計画を調べてみますと、当然この不動産の取得の結果一定の利回りも得られるという状態が策定されておりました。それはそれなりの当時の計画だったというふうには考えられるわけでござい

ますが、何分にもその後、そこに建てられましたところの建物の資材の高騰その他によりまして、建設費も非常に高かるといふ状態になりました。また一方におきまして、そこを利用する人たちの数あるいはその落とす金といったものにつきましても、当時の想定されたような状態では実現できないというところで、収入の面からも問題が生じまして、その結果運用利回りが確保できないといったような状態が生じた結果、現在まで稼働化が進まないという状態になったというふうには考える次第でございます。

○中川(利)委員 一定の利回りが得られるという状況がその当時はあったというわけですね、あなは。しかも、共済連の休養保養施設ですから、

物価の変動、社会情勢の変動、これはつまり採算ベース、全く採算ないという事は言いませんけれども、これはもう物差しにするわけにはいかないことは当然だと思うのです。

しからば、同じように土地を取得した、おたくからもらった資料にございます中伊豆とかあるいは別府、こういうところにも大きい土地を取得しておるわけでありまして、これは曲がりなりにもリハビリだとかこういう稼働をしておるわけでありまして、同じような状況のそういう時代背景を迎えながら、なぜ一方では稼働し、なぜ一方ではこういう洞爺湖、岩洞湖、夢科、妙高、天拝山というものが不稼働になっておるのか、この説明はつかないと思いますが、この理由はこういうことでありましようか。

○松浦(昭)政府委員 ただいま先生の御指摘になりました中伊豆それから別府につきましては、ここにリハビリテーションの施設をつくりまして、その結果この運用につきましては、現在までもちゃんと運用されているわけでございます。ただ、この取得の申請の時期等を見ますと、この中伊豆あるいは別府の土地取得の時期というのはわりあい早い時期でございまして、そこに施設もわりあい早期にできたというところから、これがうまく運用の妙を得まして施設を利用することができるといふ状態になったわけでございますけれども、その後には全共連が取得いたしました、ただいま先生がお挙げになりました五カ所の地域につきましては、すでに経済情勢も変化しているという時期に取得いたしました、その後にはたまたまのような稼働化が非常にむずかしくなったという状態であろうと考えるわけでございます。

○中川(利)委員 稼働化ができなくなったのは、そうすると、そういう経済情勢だということになるわけ、施設そのものはそこに十分建てられるというところだと思うのですが、そうですか。

○松浦(昭)政府委員 先ほど私も、必ずしも当を得たものではなかったのではないかと、このことを申し上げたわけでございますが、さような経済情

勢の変化は非常に大きな理由であると思えますけれども、個々の物件について当たってみますと、そこにその物件固有の問題もございまして、さような点から、私どもとしてはその是正方について指摘もいたしているという状態でございます。

○中川(利)委員 それでは、具体的に夢科高原についてお聞きします。

これは最大の問題になった事業であります。約四十五万坪、七億五千万、四十五年十月取得と書いています。これらを含めた一連の問題が大きくクローズアップされた後に、全共連の部内で全共連文書問題調査委員会というのが設置されました。そして、その調査結果報告というものが全共連の会員、つまり単協に全部配付されました。私、いま手元にそれを持っています。いろいろたくさん書類を配付して、この経過とかいささかづきつて書いたもの、調査結果を出されているわけでありまして、その資料のナンバー六、夢科高原土地調査の概要というものをちよっと私拝見したのです。そうすると、これがどういふ土地でどういふ問題があったのかというところを、全共連の内部に公式に設置された調査委員会の調査結果報告書が単協に配られているので、ちよっとそれを抜き書きして、私ちよっと読み上げさせていただきます。まず、そこは海拔千五百七十メートルから二千七十メートルの範囲内にあるというのです。開発されない理由はそういう高所にあることが第一の条件だということです。それから、国定公園法による開発規制、都市計画法、森林法等による開発規制のすべてを満たしたとしてもなお次のような問題があるというところで、いろいろなことを挙げてあるんですね。どういふことかと言いますと、たとえば唯一の平たん部が千七百メートルから千八百メートルのところ、少しあるというところを書いてあるのです。その千七百メートルから上は見上げるような断崖絶壁とか、急斜面だ。千七百メートルから下は何十メートルもの深い谷がぞく。傾斜も二十度から三十度だ。それでも強いて建設するならば谷底

になるといふことが書いてある。そして、開発規制の重要な一つとして、見えないように道路から二十メートル離さなければならぬが、そうすると、目隠しのために植生をしてもそこはとうてい根づかないところだ、こう書いてあるんですね。それから、そこから千八百五十メートルのシシ岩というところに行くためには、けもの道をたどって行くには行けるが、若者かかなり頑健な体力の持ち主でなければ非常に苦しい、こう書いてある。人間の生活というものは千六百メートルまで耐えることができるが、それ以上になると、頑健な人でも体調を崩すというわけですね。調査委員会の結果こう書いてある。そうかと思えば、飲料水確保不可能と書いてある。飲料水を確保することはできない。雨水排水対策等について、付近の開発業者と協議交渉することは不可能、こう調査委員会報告は報告しているわけですね。

ナンバー二を拝見いたしますと、文書問題に関する理事会調査結果というものが、これにも非常に遺憾しがちにこう書いてあるんですね。「将来の開発見通しについては、地形・環境等からみて、別荘用地としての開発には制約が多く、また保養施設としても下水道等多くの規制から見て開発が困難な土地である。近隣業者としては、法規制・立地条件等を勘案すれば、観光開発のための土地としては手におえるものではなく、最近の時機も取得価額よりもかなり低いものであり、現在の時点では評価額の認定は困難であるとの意見もあった。」こう書いてある。こう書いてあることに間違いありませんか。

○松浦(昭)政府委員 調査報告の中にそのような文言があることは事実でございます。私もそれを読んでおります。ただ、一言申し上げておきたいでございますが、当時の全共連の執行部内におきましてはいろいろな意見が対立しておりまして、その中の片方の方々がそのような御意見を述べておられるというところは事実だろうとまた思っています。

○中川(利)委員 少なくともこの一連の調査報

告結果は、片方とかなんとかじゃないに、理事会決定に基づいて公式に配付された全共連を代表する調査結果として――これは、あなたという権限に基づいてそういうことをおっしゃるのですか。取り消しなさい。

○松浦(昭)政府委員 はっきり申し上げますが、その部分につきましては理事会決定を経ておりません。

○中川(利)委員 すると、これはどういふ調査ですか。

○松浦(昭)政府委員 ただいま先生がおっしゃいました調査の部分につきましては、これは途中経過をあらわしている文書でございます。最終的に理事会が決定した文書はまた別にございます。

○中川(利)委員 そうすると、この事実関係は違ふのかどうかということが最大の問題になるわけでありまして、それで私は、ある人にお願いして、現地に登っていただいたわけですね。そうしたら、おおよそ同じような見解がございました。

この文書はどういふ文書なのか。この文書の性質を改めてお話しただきたいと思っています。

○松浦(昭)政府委員 まず、事実の問題でございますけれども、確かに、この夢科高原の取得しました土地の地域が高い場所にあるというところは事実でございます。私も現場に行っております。ではっきりしたことをここで申し上げられませんが、写真で私も確認をいたしております。全体の三〇％程度は建設可能地であると聞いております。またその背後地は、もちろん先生のおっしゃいますように、かなり高い部分もございまして、それは、景観保持といったような観点からはやはり所有地の一部として効果を持っているというところがあると思っております。それからまた、飲料水についてのお尋ねもございまして、飲料水については県地域開発公団と契約して供給される状態になっておりまして、そのような点も最終の理事会の決定の際には明確にされておる次第でございます。

○中川(利)委員 非常に重要な問題の分かれ道であります。共済連から単協にこういふ文書が、一連の理事会の調査結果報告というものが回っているんですね。この文書の正体は一体何なのか。にせものなのか。いかげんなものなのか。私は、それは非常に重大な問題だと思ふ。

○三井説明員 お答え申し上げます。

この資料につきましては、先生もごらんになりましたとおり、全共連が作成いたしました文書調査委員会の報告との関連をもちまして資料としてございます。ただし、その内容といたしまして、夢科高原土地調査につきましては、現地に赴きまして理事の調査結果ということでございますけれども、その後いろいろ全共連全体といたしまして、いろいろな角度から諸般の情報、資料を入手している面もございます。いわば夢科高原の細部と申しますか、そういうことにつきまして具体的なこのことに対する別の形の表明をしているということではございませんが、要するに、夢科高原につきましては諸般の、今後いかに開発可能性等を検討していくとかというふうな、これからの努力目標というところもございます。夢科高原のこの資料もつていはば全共連の公式見解としたという性格のものではなく、いわば関連の参考資料として調査検討いたしました経緯を付したものであると私も承知いたしているところでございます。

○中川(利)委員 調査検討した経緯の中の一つとしてこういうものがあつた。すると、この事実関係は、また違う見解もあるということでありますか。

○松浦(昭)政府委員 さようでございます。

○中川(利)委員 はなはだ奇怪な話をお聞きしたわけでありまして、それではその経過で結構であります。私はこの文書しか見ておられないわけでありまして、そういう答弁では、私はこれは後々また問題になっていくだろうと思ふのです。これが事実であるとするならば、これは現地を見ればすぐわかることであるが、何か農林水産省は

初めから保養施設をつくることができないとわかつておつてそれを承認したことにもつながりましようし、あるいは運用不動産じゃなくて最初から不稼働を予定しておつた、そんな感じもするわけでありまして、これは非常に邪推であります。

そこで、これには当該土地を取得するに至つた事情といたして、有力な某果業議員の談話がここに書いてあるわけですね。それを見ますと、これは調査委員会経過報告ですが、県はロープウェイ建設のため湯川財産区から五十万坪の土地の寄付を受けた。そしてロープウェイ建設に着手したが、建設資金の調達に苦しんでおつた。たまたま四十五年ごろ全共連会長になつた方がこの地域開発公社の理事長の職にあつたので、県が困つてゐる状況を助けるために全共連が取得することになった。価格についてはロープウェイの建設資金相当額云々で評価も何もしなかつた、そういう大分乱暴な書き方をしているからあるいはそうかも知れませんが、農林省がこれらの土地取得を承認しているというところは、そういう全体の状況を調査した上で、十分把握した上で承認したものと私は思ふわけでありまして、二億円以上の物件に対しては経済局長の承認が要するという通達がありますから、この点についてはどういふことになつておるのですか。

○松浦(昭)政府委員 確かにこの夢科高原の土地につきましては、農林省が承認をいたしております。ただ、この承認の手続でございますけれども、この性格を申し上げますと、不動産の取得につきましては、行政指導上の措置といたしましてこのような承認をかけていくわけでございます。

その目的は、適正な運用利回りが確保されるかどうか、あるいは不動産の立地条件、施設の構造等の面で運用の形態、方法に著しい制約が加わらないとか、あるいは適正な価値評価を受けたものであるかどうかといったような点につきまして、この承認の際に審査をいたすわけでございます。ただ、この審査は書面審査でございます。

の書面審査に従ひまして、適正と認められた状態になります。取得の承認をするという形になります。これはもちろん行政指導上の承認でございますので、別段それが法律上の要件を何らか構成するといったものではございません。むしろ、性格として申し上げますと、本来農林水産省が持っているこの種の問題につきましても、権限は検査にあるわけでありまして、検査をする前に、できるだけ事前に問題がないようにしておくという意味で、書面の審査による承認行為というものをやっておるわけでございます。したがって、私どもといたしましては、この審査につきまして、現時点になつてみますと必ずしも意を尽くしていない面もあるというふうには考えるわけでございまして、そこは最終的に検査の面できちんやりまして、そこで指摘も行い、その是正を行つておるといふ状態でございます。

○中川(利)委員 そうすると、運用利回りだとか土地そのものの立地条件だとか、そういうものが承認の基準になるわけでありまして、それになうというところを書面の上で皆さんが認めになつたということと思うのです。

それならちよつとお伺いしますが、夢科高原が承認されたのは一体いつで、取得されたのはいつですか。

○松浦(昭)政府委員 夢科高原につきましては、承認をいたしました年月日は昭和四十五年十月十二日、それから取得の年月日は昭和四十五年十月一日でございます。

○中川(利)委員 そうしますと、承認が十月十二日で取得したのが十月一日だということになれば、先に取得して後であなた方は承認するのですか。承認というものはそういうものなんですか。

○松浦(昭)政府委員 このような日にちについての若干のずれはございますけれども、事前に内容を審査いたしまして、事実上の承認と申しますか、これは大丈夫であるということとは相手方に伝えてございまして、その結果、向こう側が取得し、かつ承認行為はその後に形式を整えたという状態でございます。

でございます。

○中川(利)委員 そうすると、若干の時間をとることはある。この場合は十一日ですか。

そうすると、別府の取得月日と承認月日を教えてください。

○松浦(昭)政府委員 別府につきましては、承認の年月日が昭和四十四年三月十一日、取得の年月日は四十二年の九月十三日でございます。

○中川(利)委員 つまり、二年もおくられてあなた方は取得を承認する。本来承認するかどうか、その点のはつきりしてから土地を取得しなければならぬはずですよ。若干どころじゃないじゃないですか。二年間もおくられて承認するなんということがあるものでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 別府につきましてはこのような事態がございましたので、嚴重に全共連をしかつておいたという状態でございます。

○中川(利)委員 全共連をしかれば解決することじゃないでしょう。あなた方は監督指導機関、しかもこれに対して承認を与える権限を持つていて、そういう書面も何も出したか出さないうか知りませんが、取得後二年後に承認を与えて、これは癒着じゃないですか。そのほか中伊豆もそうですね。そういう問題をこの際出すものは出して、かばうのじやなくて、新体制がいい共済をつくるために今後どう生かしていくのかというところが一番大事なところだと思つてゐるから、私は聞いてゐるのであります。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)

しかつただけで、しかつたといつたらおたくの反省は何もないじやないですか。

それならお聞きしますけれども、岩洞湖、取得は皆さんの資料によりますと四十九年三月二十九日となつていますが、承認はどうなつていますか。

○松浦(昭)政府委員 取得の年月日は昭和四十九年三月二十九日でございますが、これは未承認のままでございます。その後検査でこれを発見いたしまして、検査書の中にきちつとこれにつきましての指摘を行い、問題であるということを中心

共連側に申ししております。

○中川(利)委員 つまり、承認を受けて、そして土地を取得するたてまえですね。それが皆さんの資料によりまして、四十九年の三月二十九日に大変大きな土地を取得しておいて、いまもって承認していないことは普通は考えられないことですよ。

そこで、たとえば宮城県でも先ごろ系統外のかしい方に金をやって、七十億ばかりの焦げつきを起したという事件がございましたね。これはやがて刑事事件になっているのです。そういう性質のものだと私は思うのですけれども、今日いまだ承認、こういうことは、先ほど私、癒着という言葉は言い過ぎかも知れませんが申し上げましたが、大臣に対してこういう事態についてどういう言いわけができるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○武藤国務大臣 そういふようないろいろ承認のものであるというのは大変遺憾に存じております。せっかく金共連も執行部がでさがるわけでございますので、ひとつこの機会に思い切つてその辺についてはそれぞれはつきりさせていくということが必要かと思ひますので、そのように私は指導してまいりたいと思ひます。

○中川(利)委員 先ほど文書の問題でいろいろない言ひ回しがありましたけれども、その問題は後ほど改めてやることにいたしまして、そういう状況が一方でありながら、それについては農林省ももちろん監督指導の責任が問われるわけでありまして、そこに働く農協の労働者、共済の皆さん方がどういふ実態で苦しみながらがんばつておられるのか、今日置かれた農民の状況がどうなのかということ、こういう点については、両者の間のどう仕合ひみたいな戦いを私よそながら拝見させていただきまして、本当にどうしていい共済にしているのかという反省なりそういう政策的な内容の検討というものが両者から残念ながら聞かれなかったのです。

それで、私はこの機会に、たとえばそういう共済を含めた農協労働者というのはどういふ状況になっているのかという点について若干お聞きしたいと思ひます。

たとえば、昭和五十年二月二十日に農林省は通達を出しています。「農協における職員の労務管理の適正化について」というものを農林経済局長名で出しているわけでありまして、これによれば、大変なおくれがあるんだ、これをしっかりとしないといふそういう趣旨の通達であることは間違ひございませんけれども、最近に至つて私がちよつと調べただけでも、宮城県では昭和五十四年十一月二十七日に、農協の労働者の皆さんが労働基準局交渉をやつておられるのです。その時の局側の回答は、十五の農協を七月から十一月に立入検査した、女子の深夜業務などの悪質な三件を含め違反五十九件、これ以上続けば書類送検も考へて、来年は重点的に指導に入る、これまでは県中央会を通じて指導しそれに期待していたが、もう期待できないので直接局で対策を立てたい、こういう回答をしております。鹿児島の場合は、十一月三十日やはり労働基準局と交渉をいたしておられます。そのときどういふお答えかという、五十四年度重点は自動車教習所とかおぼし工場と農協だ、四月から十月に五十三農協を検査に入る、こういうことです。長崎県でも調べましたが、おしなべて同じような状況なんですね。

そこで、きょうは労働省においていただいておりますが、これらの問題を含めまして、農協、共済を含めた労働問題というか、皆さんの実態は一体どういふ状況なのか、簡単に結構ですから一言お答えいただきたいと思います。

○岡部説明員 お答えいたします。農協で働く労働者の労働条件でございますが、労働時間、休日などの労働時間の管理の問題、割り増し賃金の適正な支払いの問題、あるいは就業規則の作成等の問題につきまして問題が見られるところがございます。このため労働省におきましては、従来から行政的に監督指導を実施いたして

おりまして、基準法等関係法令に違反する事実が認められた場合には、速やかには正させるように措置を講じてきておるところでございます。その結果、漸次改善の方向に向かつておられると考えておりますが、しかしながら、労働条件の確保につきましてはおきまじも監督指導を実施いたしまして、今後におきましても監督指導を実施いたしまして、農協で働く労働者の労働条件の確保に努めてまいりたいといふふうに考へております。

○中川(利)委員 私が入手しました「農協に対する監督指導結果」という昭和五十年の労働省発行のものでありますが、これを見ますと、監督実施事業場、労働者がやつた農協の事業場が八百六十三件ある。違反事業場数八百八件、それを内容的に見ますと、労働時間を遅くまでやらせる、しかも残業料を払わない、こういう問題は四百六十六件で、違反率は五四％です。つまりあたりまえになつて指導しきれない問題、割り増し賃金の方の違反は四百九十八件で五七・七％、つまり非常におくられた体質をまだ残しているということですね。あるいは女子、年少者の労働時間の超過も同じように五百十八件で六〇％、時間超過の関係で法令に違反してやられておる部分がこれだけある、こういう指摘がございしますが、これは間違いありませんか、労働省。

○岡部説明員 五十年の一月から十二月までの監督結果につきましては、先生の御指摘の数字のとおりでございます。

○中川(利)委員 そういふ状況の中で、いかに皆さん方があれこれ悪い苦しんでいらつしやるかということですね。私のところにいるいろいろな事例が来ておるわけですが、たとえば深夜労働で、つまり農村は昼には人がいないわけですね。ですからほとんど夜なんです。いま推進運動といふことで、貯金だ、共済だ、購買だと言つて全部駆り出されて、アンケート調査もありますけれども、もう大変なものなんです。帰るのは深夜十時、十一時はあたりまえになつておるわけであ

りますね。そういうことで健康を害するのはもちろんであります。家庭が犠牲になつたり御家族が全部巻き込まれたり、あるいは未婚の女性も、そういう運動には入らないとお互いにノルマのようになつておるようになっておるものでないか、悪い、こういうことなんですね。そして中には、新婚の奥さんがだんなさんに、ほとんど夜という状況なものですから、浮気されたという報告まで入つておるわけでありまして、また、その推進をしておる皆さんのお話を承つたそのアンケート調査なんかを見ますと、行くところ行くところ本当に農家が苦しいといふことがわかつたといふのです。それで、もうしゃべれないといふのだ。それでも推進のハツパをかけられて本当に苦しいのだといふことをしみてと述懐しておつたり、本来の農協の仕事よりも推進の方はやりやれるのです。ですから、その悩みですね。あるいはそういう状況の中で青年団とかいろいろな人からさらわれてみたり、中にはアトム研修といつて何か軍隊式の天突き運動をやらして、合宿でとにかくやれやれなんだね。まさにそういう状況まで来ているといふことですね。

特に、気遣ひじみた推進訓練の中にはこういう問題もあるといふので、集中力訓練といふやつが一つあるのです。講師から与えられた訪問用語、つまり訪問する、ごめんくださいといった場合の言葉つきですね。そういう場合、周囲が邪魔する、雑言をいろいろ言つてくる中を、間違ひないで訪問用語をまろし立てる訓練だ。別名敵陣突破訓練と呼ばれており、農家に推進に行つたとき、相手が現金収入が少なくて農業経営が苦しくて大変だとか言つても、それに恐ろされずに、相手の言ひ分は耳に入れないで、推進、推進と、突き進む訓練です。こういう状況までいっているのです。これは大変ですね。

ところが、受け取る農家の側はいまどういふ状況になつておるかと言いますと、推進に連れられれば大変なわけですから、それで、三人寄れば文珠の知恵じゃなくて、三人寄れば推進を何として撃

退いたらよかんべ、こういうことで話し合うとか、来ないうちに早いところ床とって寝てしまふ、そういうこともう笑いごとでなしに行われてはいるほどに大変な状況になっているということですね。そういう金の中で、零細な金あるいは購買、共済、いろいろな金の中でいまの農協がつくられているわけでありませう。

一方では、先ほど来申し上げたような一つの事例で見ても、そういう承認の問題を見ましても、何か農林省も一株入っているような感じもする。何かおかしいじゃないかと思うのです。

こういうあり方の中で農協なり共済なりというものが、だんだん保険会社や銀行並みになっていく。肝心の農民とすると距離を置いてきていく。そういう状況の中で、いろいろな上部機構の中に問題が起される可能性が出てくるわけでありませう。農家に金を回すといったところで、もう農業がこれだけつぶれていまして、資金需要というものがそんなに多くは出てこないわけでありませう。それをどう助けていくかじゃなくて、農家や農民が非常に苦しみながら逆の方向に行っているところ、今日のこういう問題の発生原因があると思うのですけれども、そこら辺について農林大臣はどのような御見解をお持ちなのか、ひとつお聞きしたいと思うのです。

○武藤国務大臣 いまお聞きいたしておりますような、各地の農協の職員に対して過重な労働を強いておるようなことについても、やはり事実をはつきりさせまして、そういうことについては直すべきところは直していかなければならないと思ひますし、全共連そのものの今後の運営につきましても、いま御指摘のとおりで、やはりこれは農民が本当に貴重なお金を預けて共済をやっているわけでございます。その農民のみんなから信用されないような全共連になるということは、これは大変残念なことでございます。この間うちのいろいろのことの反省の上に立つて、今後は新しい執行部体制のもとに、本当に農民のためを思つて、農民の共済のために自分たちはあるのである、こ

ういう考え方に徹してもらつて、ひとつしつかりした運営をやつてもらえるように強力な指導をしてまいりたい、こう考へておるわけでございます。

○中川(利)委員 私は、実は秋田県農協政治連盟、つまり農協の支持を受けて選挙に当選しているのです。農協は私にとつて非常になくてはならない、それほど大事なものでありますから、本来言ひにくいことはふたをするのじやなくて、ある問題はやはり徹底的に洗い直して、秋田県の名譽のために、農民の名譽のために、ぜひとも明らかにするものは明らかにして、いい共済、いい農協をつくらせていきたいという趣旨で申し上げているわけでありませうが、推進に当たつていろいろ伺いますと、ほとんどおしなべて言うことは、推進に当たつて、ただそれ推進だ、それ推進だじやなしに、労働組合とちがつと事前協議をしてほしい。あるいは農家の実態に見合った推進を計画してほしい。とにかく物を売ればいだけじやなくて、農家の要求なり農家の実態に見合った推進をやつてくれ、そのためには農協労働者あるいは農家の代表も中へ入つて推進計画を立てるようになつてくれないうか、こういうことを言っているわけですね。

それから、全共連の皆さん方からの話を聞きますと、何とか天下りを二度と勘弁してくれないかと言つておるのです。つまり、いままでは二人ばかり農林省の天下りがおりましたわけだ。今回の新しい執行体制にはそういうのは見えておらないようでありまして大変結構だと思ひますが、今後ということもありませう、この点なんかもひとつお聞きしておきたいと思ひつております。

○武藤国務大臣 私どもといたしましては、行政改革の一環としても、できる限り関係団体への天下りは慎むようにという一つの方針を持つておりますし、そういう点については慎重に対処してまいりたいと思ひます。

ただ、逆に今度は全共連内部において、向こう側でひとつせひ人という場合もこれはあり得る

かもしれないので、一概には言えないと思ひますけれども、私どもの方から押しつけて天下りをするとしようなどとはしないようにしていきたいと思ひております。

○中川(利)委員 先ほど私、天下りの前に、農協労働者の要求をいろいろお話ししましたが、こういう問題について全共連なり共済を御指導していただけるのかどうか。いま言つた農協に働く労働者の要求が無理なのかどうか、その点についてのお答えをもう一回お願いしたいと思います。

○武藤国務大臣 各単位農協が農民の皆様に共済制度の中へ入つていただいて、それぞれの将来の保障のためにということで推進をしておられると思ひつてございませう。そのこと自体は決して間違つてないことでございませうが、ただ、いまの農協の職員を夜遅くまで無理に働かせるとか、労働法上からいつても非常に問題がある点については是正をしないかなくてはならないと私は考へており、その点についても指導をしてまいりたいと思ひます。

○中川(利)委員 私は、残業が全くだめだとか、そういうことじやないのです。やはり推進は推進としてあると思ひつて。ただ、そういう非常におくれた体制がまだ大部分であります。たとえば残業料を払つていかないというようなことも、これはやはり問題だと思ひますが、そういうことを含めていま大臣の御答弁であつたと思ひつて。そこで、時間も五分前という通知が参りましたから、最後であります。先ほど申しましたとおり、いまの一年余にわたる共済を揺るがしたあの大きい問題、何ら不正はなかつた、しかし検査が漏れた。私はもちろん不正があつたとかなかつたとかといふことは余り関心がありません。教訓があつたけれども、しかし、たくさんさんの問題、教訓があつたに違ひないと思ひつて。そこから十分な教訓を生み出して今後に生かすということですね。

そのために、先ほど大臣からお話がありましたように、農民が安心して共済に加入し、それに喜びを感じるような機構、農家や農協や労働者のそ

ういふ声を反映した機構づくり、新しい発足に当たつてのあなたの方からいい対案なんかも出したりますような、そういうかつこの指導の具体的なものを詰めていただきたいと思ひつて。それから、農協共済についても、私非常に評価する点もあるわけ。たとえば地震保険ですね、あつたものは農協共済であればこそ先駆的にあれをやつたということで、銀座の真ん中に住んでいる人も加入を申し込んだという話も聞いておるわけですが、これは一般生保会社ではどういふ及ぶもつかないすばらしいものだと思ひつて。そういう点で、農家の要求なり実態に見合うような共済の部門が研究すればまだあると思ひつて。そういう方にももつと力を入

れていくとか、あるいは農村に対する公共事業を共済が起こしていく。たとえば、いま生活環境整備だとか転作条件整備だとか、そういう問題で共済そのものがどどんとインフラをとつて貸し出して、そういう地域地域を振興させていくということは、当然法律上もできるわけでありませう。また、やろうと思へばできるわけでありませう。農民と離れた、あるいは農協労働者と離れたかつこで、だんだん距離が遠くなつて銀行並みになることが目的じやなくて、農業あつての共済だし、農民あつての共済だし、そういう方向での指導というものを、この機会にぜひひとつ皆さんの方も研究していただいて、農協と御一緒にそういうものがあつてやるようにしていただきたいと思ひつてあります。

同時に、人材の配置の問題も、なぜあつたことが起つたかといふと、やはり農協のそういう偉い全共連あたりの会長さんとか役員さんといふのはそれぞれ単協の会長さんなんですね。会長さんは必ずしもいまの経済情勢だとかあるいはいろいろな経済の技術的なテクニク、そういうものに精通してゐるとは限らないわけでありませう。そういう点で、会長だからできることかといふことじやなくて、むしろ、最高のところを押さえて、あとのところは専門家に任せていく、そ

ういう問題なんかもこの際は提起をしたいと思います
うわけでありまして、この点については、きのう
の朝日新聞なんかも書いておられますね。「農協連
の役員制度見直しを」「日常業務と政策決定権を
別に」したらいんじゃないか、こういう提言な
んかもやはり生かすような、また生かせるような
そういう体質こそいま一番求められているのじゃ
ないかと思うのでありますが、これらについて御
所見をいただきまして、私の質問を終わらせてい
ただきます。大臣、お願いします。

○武藤国務大臣 私朝日新聞の、執行面と政策
面とを分けていくべきではないかというのを「論
壇」で読ましていただきまして、一つの意見であ
ると受けとめておるわけでございます。

今後の全共連のあり方につきましては、先ほど
申し上げましたけれども、農民が安心して、自分
たちがたとえ火事になった地震が起きたという
ような場合にも必ずもらえるんだということにお
いて、農民は安心して共済に入るわけでございま
す。そういう意味において、共済連としては、や
はり資産の運用という面に当たりましては、十分
その辺の農民の気持ちにこたえ得るような形で運
用していかなければならぬことは当然でございま
して、少なくとも、先ほどお話のありましたよう
な稼働ができないようなものを持つておたり、
あるいは処分するときには大変損するようなもの
を持つていかなければならぬことは当然でござい
まして、これからひとつ健全な運用がなされるよ
うに、より強力な指導をしてまいり、役員構成の
あり方などについても、ひとつこれは研究をさせ
ていただきたいと思います。

○中川(利)委員 終わります。

○内海委員長 阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 大臣の所信をよく拝聴いたし
ました。また去年の前の大臣の所信演説、あるい
は農業基本法をやったころの周東農林大臣の所信
演説、歴代の演説というものを私ずいぶん見比べ
て読んでみたのであります。

ところが、今度の武藤大臣のこの所信演説に

よって日本の農業、農山漁村がどのように変わる
であろうかということについて、ああこのように
変わるなということを感じたのは、これは決して
いやみで言うんじゃないやありませんよ、減反を強化す
る、これは明瞭だな。あとのところは、確かにこの
厳しい条件下で小まめないろいろな努力を農林
省、全然やっけないとは私言いませんよ、言いま
せんが、全体から言うところ減反が強化になる、それ
だけが非常に目について、ほかのところは武藤農
政こんなだということとはちょっと感じないの
です。私も長年農村のことをいろいろやってきまし
た。友人の農協組合長たちがこの間集まった。そ
の皆さんが全部いろいろな年代のときの農林大臣
の所信演説というものを持つておりました。持つ
てもらって議論したのです。武藤農政は何か、減
反を強化するということだけが目について、この武藤
農相の演説によつて日本の農業と農山漁村がこの
ように三年後、五年後、十年後大きく変わるとい
う見通しがあるな、だから、いまは減反だ何だか
んだでしんぼう厳しくとも耐えなければならぬ、
こういうもののはなかなか見出すことができない。
こう言うのですよ。大変お氣にさされると存じます。
しかし、阿部、おまえはそう言うけれども、武藤
農政はここはちゃんと違うんだ、いまはしんぼう
を減反その他で求めるけれども、三年後、五年後、
十年後、日本の農業と農山漁村をこのようにする
んだ、それはちゃんとここにおればはつきり言っ
ておるじゃないかということも少しあるなら
ば、時間がありませんので、二、三点明快にひと
つお聞かせを願いたい。

○武藤国務大臣 基本的な考え方といたしまし
て、農業というものは非常に長期的な観点からい
かなければならぬわけでございまして、大臣が
かわるたびに、農業に対するあり方、それに対し
て農政のあり方がその都度変わつておつたので
は、これは大変なことになると私は思うのでござ
います。ですから、農業政策というものはそんな
に大きな変化がしよつちゅうあつてはいけな
い、こう考へておるわけでございます。

それから、私の所信表明の中で夢がないではな
いか、あるいは私の個性が余りにも出ていないの
ではないか、こういう御指摘かと思うのでござい
ますけれども、これはきのうどなたかに私にお客え
をしたかと思ひますが、たまたまいま一九八〇年
代の今後の長期ビジョンというものを打ち出すと
いうことで、農政審議会にいろいろと審議を願つ
ておる最中でございまして、私がこゝでその長期
ビジョンを大きく、私のたとえ私見といたしまし
ても、大臣という立場で所信表明の中でそれを申
し上げるといふことは、かえつて農政審議会の審
議を妨げるということにもなりかねないわけでござ
いまして、そういう意味で、あえて所信表明の
中では申し上げなかつたわけでございます。

そこで、私のあくまで私見というところでお許し
をいただきまして、農政審議会の方々によく申し
上げておりますことは、私は五つの柱と言つてお
るわけでございまして、一つは、所信表明
の中にもあつたかと思ひますが、特に土地
利用型農業においては相当コストが高くなつてお
りますので、それについてはやはり経営規模の拡
大を図つていきたい。それから、やはり需要に見
合った形で生産がなされるようにすべきでありま
すので、全国的になるべく細かいところまで地域
分担をして、適地適産の考え方を強めていきたい。
それから三つ目には、後継者養成というやうなこ
ともあります。また、農民が定住をしていただく
ため一生懸命農業にいそしんでいただくための生
活環境の整備。それから四番目には、これはもう
皆様方、先生方専門でございしますが、たとえば
いままで米の技術は相当進んできたけれども、麦の
技術については私は決して非常に進歩したとは考
えていないわけでございまして、小麦などにつ
いてもっと早く収穫のできるような品種を改良して
いくとか、あるいは大豆その他の収穫に当たりま
しては農機具その他にまだ問題があると聞いてお
りますので、そういう機械の改良であるとか、こ
ういふものにもっと力を入れていくべきである。
それから五つ目には、やはり生産者の手取りが案

外、農産物全体を見ますと低くて、かえつて消費
者価格が高くなつていっているという点がございま
すので、流通、加工、こういう面についてひとつ思
切ったメスを入れていきたい。こういう五つの夢
を私は持つておるわけでございまして。

ただ、それを所信表明で申し上げるのはどうも
いま時期が悪いということございまして申し上げ
られなかつたということございまして。せつか
くの御指摘でございまして、私の考え方だけを
率直に説明させていただいたわけでございまして。

○阿部(昭)委員 大臣、いま大臣言われました五
つの問題というのは、前の渡辺大臣の所信演説の
中にも大体入つています。したがって、今度の大
臣演説、いまの考え方というものは、地方の現場で
農業をいろいろなことをやっているリーダーや何
かの皆さんというのはちつともびんとこないのだ
ですよ。前と大体同じ延長でするするといふんだな
と。いま現場で求めているのは、たとえば私は山
形県の庄内という農村地帯、穀倉地帯ですが、長
年ずっと複合経営というものを私は提唱してきま
した。農基法農政が始まった当時、私の二市三郡
の区域でしたが、豚は五万頭しかいなかった。私
はこの豚を十数年間に二十五万頭ほどにいたしま
した。きょうはこの皆さんが、大変な中で畜産経
営危機突破大会というものをやっております。畜
産がその状態。果樹をやっている皆さんもみな
大変です。したがって、米もだめ、豚もだめ、牛
もだめ、果樹もうまいかぬ。一生懸命努力して
おるのです。

そこで、問題は、いませつないから減反に協力
せいというなら協力しましょうというのです。し
んぼうしろ、しかし、そのかわり、こういう年次
的な目標を持つて、三年後、五年後、十年後日本
の農業と農村社会をこういうふうにするんだとい
うものが欲しいのですよ。たとえ畜安法の運用
にしても、五百円ちよばちよばで枝肉価格が低落
したにもかかわらず、農林省はちつとも対応しま
せんでした。したがって、求めているのは、いま
こういう問題で――私だって、米が余つておつて

の切りかえ段階でいろいろと関係県におきまして協議をいたしまして、それぞれの県におきまして操業期間でございましてとか区域の制限等をやつたわけにございまして、先生の御指摘のように、山のサケがとられるということもございしますので、来年度早々には関係県に集まつてもらひまして、さらに定置等の禁止期間なり、それから操業期間等につきましてよく打ち合わせをいたしまして、しかるべき措置をとりたいというふうに考えております。

○武藤國務大臣　林業従事者の労災保険の問題でございしますが、いま聞きますと、ちよつと労働省の方も専門の方じゃないようでございまして。私からお答えをさせていただきますが、いろいろこれは仕組みは先生御承知のとおりで、全体の中でやはり災害が余り多いと、それは自動的に料率は上がつてしまふわけでございまして。そういう点において、私は、やはりわれわれの立場なるべく災害を少なくするような形の林業の職場のあり方というものを考えていかなければならないのではないのかろうか、そうすれば結果的に料率は下がってくる、こういうことになるわけでございしますので、私どもの方でそういう方向でひとつこの問題は検討させていただきたいと思ひます。

○阿部(昭)委員　時間がありませんので。いまの問題は、大臣、これ違うのは千分の八十というペー
スがあるのですよ。その上に災害がなければ少
下がる、災害があれば少し上がっていくという料
率になっているのです。千分の八十がペー
スなという労災保険の料率はちよつと例がないので
す。この辺で地下鉄の工事や何かやっておるよ
な仕事の料率の方がずっと安いのです。これでは
とてもじゃないけれども、今日の困難な山林
やつていこうなんという仕事、森林組合や
でも大変な状況になっているんです。したがつて

これはぜひ労働省と協議をして改善してもらいたい。

それから、さっきの冒頭の問題に戻りますけれども、農林大臣は、規模拡大をやろう、こうお

しゃっております。だって、米が余るのでしよう。豚肉も牛乳もいろんなものも、なかなかちよっと需給の關係は容易じゃないのでしよう。牛乳の問題も相当やっておるようですけれども、そうすると、規模拡大をやつてこれ以上も増産をしようということになるのか。問題があるわけでしょう。規模拡大を言う以上幾らどこまでもつくつてもいいというわけには、なかなか日本の農産品というのはそんなに貿易市場に乗るというわけにはいかぬだろうと思ふのです。この耕地比率の少ない日本において、日本でつくつた農産品が国際市場へどんな乗っていくという状況にはなかなかない。そういう狭い国土にこれだけの濃密な人間が住んでいる日本で、しかも耕す面積が非常に少ないという状況から言へば、国際貿易市場に日本の農産品が乗るというわけにはなかなかいかぬだろうと思ふ。そうすると、どうしても市場は日本の国内に限られてくる、ほとんどのものは。そういう意味で、規模拡大をやつてどんどん増産をするという以上、規模を縮小しなければならぬ人が出てくるわけでしょう。

たとえば、農地はほとんど限定されておる。きのうお話しした二百万ヘクタールが二百八十万ヘクタールか知りませんが、農地開発をどうするかという問題は別の角度からの問題としてあるでしょうけれども、とにかく限られた農耕地を基準にしてやつていく。あるいはハウスや何かやつていくにしても、やはり市場との關係で限界があるわけでしょう。その限界がいまの豚肉の暴落となり牛乳の自主規制ということになり、輸入との關係もありまされども、そうすると、規模拡大という以上、どこまでもつて規模を縮小されなければならぬ農家が出てくるのじゃありませんか。この皆さんの対策がちゃんとならない限り、農業、農村の構造政策は私は進まぬだろうと思ふのです。したがって、農政審議会のあれを持つてとおっしゃるけれども、たとえば、私、農政審議会のこの中間報告を見ますと、規模拡大をいっばい言っているのですよ。構造政策言っているの

すが、私は残念ながら、農業、農村社会、農村、漁村の問題は、農業、漁業、林業の枠内だけでは定まらぬだろうと思ふのです。いま農村で最も暮らしておるのは安定兼業層ですよ。兼業の方がしっかりしておる皆さんの方が、農村社会で一番いい生活の仕方をしておるのです。そうすると、農業とか漁業とか林業以外の取り巻く回りの状況、社会、経済の状況も変えていかなければ、農村、漁村の直面しておる根本問題というのは解決つかぬと思ふのです。

したがって、いま今後の長期ビジョンをつくるという場合に、私は率直に言つて、その角度から問題もひとつとらえなければ、農村、漁村の直面しておる問題は解決できない。構造政策はやはりそこにメスを入れなければ、枠の中だけじゃ、規模拡大をやるならば需給の關係もこの状態では規模を縮小しなければならぬ人が出てくるじやありませんか。この観点をちゃんと踏まえていたいただきたい。したがって、私はいまの農政審議会にやつておるから大臣として物を言えませんかという話は、私は間違ひだと思ひますよ。大臣、いつまで大臣やつておるのか知りませんが、私は、農林大臣が三年も四年もずっとやるとやうな自民党の従来のやり方なら別だけれども、毎年毎年大臣かわつておつて、農政審議会が答えを出してくるまでおれば物を言わぬなんというやうなことを言つておつたら、これはどうにもならぬだろうと思ふのです。

したがって、その意味で、私は冒頭申し上げました大臣の所信表明五本の柱というのは、去年の渡辺大臣もほとんど言つていますわ。その前の安倍晋太郎農相も大体似たやうなことをいふん言つておるのです。今度出てきた武藤農政は何かという、減反を広げましたという以外のことは、それは努力していかないとは言ひませんよ、ちよぼちよぼのいろいろな小まめなところは。大枠の問題としては、武藤農政、ここで農業、農村の未来にちゃんと道をつけるのですというものは何一つ出でたらぬと言つて私は決して過言でな

いと思ふ。そういうふうな現場の農協指導者や何かこれを読んでみますね。いやみで言うのじゃありませんよ。さっきの五つの問題じゃだめなんです。たとえば、米過剰をどうするか、麦、大豆への転換をやるというのは、米だけに食糧制があつて、麦、大豆は国際相場ちよぼちよぼにしておいて、麦、大豆をちゃんとやりなさいと言つたつて、やる人ないでしよう。そのあたりにきちつとした政策的な手だてを講じない限り、このように変わるというところにならぬとばかりは思ひますよ。

○武藤國務大臣 二点ばかり先生と私とちよつと考へ方が必ずしもうまくいってない点があるのではないかとこの感じではまお聞きしておつたのですが、第一点は、私は先ほど適地適産という言葉と経営規模の拡大と二つあわせて申し上げたわけでごさいます、これは特に土地利用型においてやはり将来コストを安くしていくという点、それは農家の手取りを多くしていくためにもそうあるべきである、こう考へておるわけでごさいます、そういう点において、土地利用型はもう少し規模を大きくしないといけないのではなからうか。

そこで、従来農振法の改正によりまして、五十年以降、農用地利用増進事業をやつてまいりましたが、幸いと申しますか、わりあいに、ここへ参りまして相当その効果があらわれてきておるわけでごさいます。たしか昨年十二月現在で二万四千ヘクタールくらい出てきておるわけでごさいます。そういうふうな観点から、やはり必ずしも農業を引き続いてやつていかなくても貸しておいてもよろしい、こういう方が相当ふえてきておる。そういう事態を踏まえて、私も、できる限り今後そういう貸していただける方々からより多くの農地を提供していただいて、本当に農業中心でやつていくという中核農家などを中心としてひとつやつていただこう、こういう考へ方が一つあるわけでごさいます。

ただ、それを言つてまいりますと、それじゃそういう貸した方はどうなるのか、こういう御指摘があるかと思ひますが、いま先生御指摘をいた

だきましたように、最近の農家の収入状況を見ておりますと、第二種兼業農家が一番いい収入を上げておる、こういうのが現実でごさいます、そういう点からいけば、そういう農家の方にまたある程度小作料として収益があるということにおいて、農外収入とそういう収入と合わせれば結果的にその農家の収入がふえるわけでごさいますから、そういう形でひとつ対処していけないだろうかというふうな考へておるわけでごさいます。あわせて、農村地帯においても地場産業もあるでございまして、あるいは工業の導入というののも制度としてはあるわけでごさいますから、そういうものに対してはもう一層進めていかなければならぬ、あるいはいはいわゆる第三次産業と申しますかサービス業なども、今後地方にも相当ふえてまいるのじやないか、私は、そこにある程度の雇用の場は出てくるのではないかとこのことも考へあわせながらやつていきたい、こういうことを考へておるわけでごさいます。

○阿部(昭)委員 時間がありませんのであれですが、私は、ちよつと大臣の考へておるやうなぐあい世の中は進まないと思ふのです。基本的に言へば、きのうお話しに出ましたやうに、今度の減反政策ぐらい農村を大きく挫折をさせているものはない。しかし、いましんぼうしろというなら、さつき言つたとおり、一千万トンの輸入の麦、大豆の方には実際上はちよつとも手がついていないのです。しかし、これを五カ年なり七カ年でちゃんとこのようにするというのが、たとえば、大臣は米の検査制度などを大きく縮小するみたいなお話もされていきますけれども、私は、逆にそうではなくて、麦、大豆も食糧の中に抱えていく、そのかわり、米だけじゃなくて麦、大豆に大きく転換できるところは転換してくれということになつていかなければいかぬものだろうと思ふ。だから、いま地方で受け取つておる——きのうもある農協の組合長が私のところに来てこう言いました。農協は本来、生産活動、ここに力を入れなければいけない、組合員の生産と所得をいかにして向上さ

せるかというところに力を入れなければいけない。そのために、豚をやらすあるいは果樹をやらす、いろんなものをやらす。ところが、どっちを向いてもうまくいかぬわけですよ。だから、総会なんかのときには、しよっちゅう組合のリーダーというのは攻撃を受ける。だから、しよっちゅうからスパーに手を出したり、いわば商いをする方にどんな転換していった方が、うちの農協の組合長は大変すぐれた指導力だというふうな組合員に言われるというのですね。しかし、本来農協というのは組合員の生産活動、生産と所得を追求する分野に力を入れなければいかぬのだ。そういうことが今度の武藤農政によって何か出てくるのかと思つたら、残念ながらいままでと全く同じで、広がったのは減反だけ、こういう受け取りをしておるのです。だから、私は、農政審議会ことしの夏なんということを言わずに、やはりそれをリードしているような武藤農政の骨組みというものを、もつと大胆に打ち立てていただきたいというふうに思います。

○武藤国務大臣 もう一つ私つけ足さなければならぬのは、この間から申し上げておりますように、阿部先生から減反ということで厳しくおしかりをいただき、またほかの先生からもおしかりをいただいておりますが、私は、水田利用再編対策というのは、ただ単に米の減反政策だけではなくて、あわせていま御指摘ございましたけれども、いろいろな小麥、大豆、飼料作物、そういう形に転換をしていただきたいとお願ひしておるわけでございます。その転換した作物を定着をさせていただきたい。一番理想的に言えば、麦と大豆と一年に両方つくっていただけるような形になれば、農家の収入もふえますし、土地の利用率も高まりますし、それから日本全体の自給率も高まるわけでございます。そういうような方向にこの水田利用再編対策を持っていきたいというのが私の考え方でございまして、その辺もぜひ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○阿部(昭)委員 終わります。

○内海委員長 神田厚君。

○神田委員 大臣の所信表明についての御質問を申し上げますが、昨日私の方の稲富後援議員からも全般的な問題について御質問がありました。私はごく限られた食糧問題等を中心に御質問申し上げます。

昭和三十五年度において九〇%を示しておりましたわが国の食糧総合自給率が年々減少しまして、昭和五十二年度はついに七三%まで低下をいたしました。特に、食糧需給を考へる場合に問題となつております穀物の自給率につきましては、三十五年度の八〇%から三四%まで激減しております。先進諸国の中で最も低いものになつてしまつていくわけでありまして。ちなみに、英国では六四%、西ドイツは八〇%、フランスでは一五二%、アメリカは一七四%ということでございますけれども、三四%まで穀物の自給率が減つてしまつたということは、これは大変憂慮しなければならぬ問題でございます。国際的な食糧需給の見通しはいろいろ出ておりますけれども、非常に樂觀を許さない。FAOの予測では、一九八五年の穀物需給が、生産が十六億二千七百万トン、消費が十六億一千九百万トン、こういう状況でありますから、これから先の天候等の問題を見ますと、なかなか樂觀を許さない状況になっております。

そこで、新聞等にも大きく出ておりましたし、また大臣の方からの意見もいろいろあつたようでありまして、米国のソ連に対する穀物が戦略物資として使われてきている状況の中で、今回大臣が、きょうの委員会でもかなり質問が出たようでありまして、米国の穀物のうち官民合わせて百万トンを引き取るというふうな話になつていくような話でありますけれども、具体的にアメリカからはそういう話があつたのかあつたのか。昨日はなかつたという話でございましたが、まずその辺はいかがでございますか。

○武藤国務大臣 これはルートは外務省でございますけれども、外務大臣から聞いておりますところでは、そういう正式な要請はいま現在において

は全く来ていない、こういうことでございます。

○神田委員 正式な要請は来ていないけれども、これは考え方としては、対ソの経済措置としてそれに協力をするのか、それともそうではなくて、純粋に穀物の取り決めという形で協力をしていくのか、その辺はどうでございますか。

○武藤国務大臣 日本といましては、従来から相当量アメリカから輸入いたしておるわけでございます。また、日本とアメリカとは友好関係にあるわけでございます。そこで、せっかく、アメリカが対ソ制裁措置をやつたがために大変苦しんでおるという状態からいつて、もしこちらが少しでもそれに対して協力できる点があれば協力するということは、決していけないことではないのではありませんか。ただ、日本側としては、しかし米の過剰を抱えておつたりいろいろの状況がございますから、そういう点を踏まえて考えていかなければならぬと、もしそういう点で許される範囲内において協力するということは、これは一向に差し支えないことではないか、こういう考え方をもちつて私も政府内部でいろいろ検討いたしまして、もう何回も申し上げておりますが、小麥、それからトウモロコシ合わせてでございますけれども、大体三十万トンぐらいは政府の手で協力できるのではないだろうかということだけは省内で見れば調整ができておるわけでございます。

○神田委員 そうしますと、新聞等で報道されているのは、対ソの経済的制裁措置としてそういうふうな考え方が出てきたのではないか、こう言われているのですけれども、いまの大臣の答弁を聞いていますと、この問題はソ連の経済制裁措置とは関係がないというふうな理解してよろしいでございますか。

○武藤国務大臣 私どもは、直接対ソ経済措置をとるためにアメリカから買うというふうな考え方には立っておりません。あくまでも先ほど申し上げたような考え方に立つて考へておるわけでございます。

○神田委員 そうしますと、日本国の政府が対ソ

の経済措置をいろいろ考へてこれを発動しようという時期が来る場合、この穀物の問題というのはそれとは切り離した形で考へておるわけですね。

○武藤国務大臣 対ソ経済措置の一環としては私は考へておりませんので、きょうちょっと御答弁申し上げておりましたように、昭和五十五年年度の予算の中で小麥についても相当買入予定をいたしておりますし、また、トウモロコシにつきましても、配合飼料供給安定基金で十万トンぐらいの追加を五十五年年度の予算で計画をいたしておりますので、そういうものを極力五十五年に入つてなるべく早い時期に引き取るということとは不可能ではないという考え方になつて、それは、友好関係にあるアメリカとの関係を思い、またアメリカからは小麥を現時点においては相当買つておるわけでございまして、そういうようなことを考へて、何とかその程度ならば協力できるのではないかと、こういう考え方を持っておるということでございます。

○神田委員 そうしますと、いろいろ心配をされております、このことによりまして、大臣がこういう発言をしたことが新聞等で大きく取り上げられていて、そのことがサケ・マス漁業交渉等に影響を及ぼさうという観測もあるわけでございますけれども、その辺につきましては、それじゃどういふふうにお考へてございますか。

○武藤国務大臣 けさほど芳賀先生にもお答えをいたしました。私はそういうふうなつもりでこの新聞記者にも話したわけではございません。で、どうもかえつて反響が多かつたことについては私自身表現のあり方について非常に反省をしていて、こういうことをきさばとも申し上げたわけでございます。決して私の頭の中にサケ・マス交渉もないわけではございません、私としてはもう少し慎重に発言をすべきであつた、幾ら新聞記者の問いに対してでももう少し慎重に発言すべきであつたという点については、反省をいたしておるわけでございます。

○神田委員 この穀物の問題は非常にむずかしい

問題でございますね。アメリカは前々から、長期契約を結んで日本とのそういう希望を持っているようでありませうけれども、私は、この穀物の長期契約というのはもろ刃の剣のようなところがありますから慎重に対処をしなければならぬ問題だと思ひますが、この長期契約等の問題については、大臣はどんなふうにお考えでありますか。

○武藤国務大臣 これは、いま私も国内の自給率を高めていこうというときでございますので、そういう問題に対しては、商社あたりからはいろいろ話が出てきておりますけれども、私も私としては慎重に検討していかなければならぬと思つております。

○神田委員 この問題は終りまして、次に、関連しますけれども、現在特に不足が著しい小麦、大豆、飼料、これらの具体的な振興策、これを明確にしていかなければならぬわけでありまして、昭和六十五年目標の農産物の長期需給見通し、この作成の中でこれをどういうように生かしていくのか、その辺ちよつとお聞かせください。

○武藤国務大臣 私は、この間から申し上げておりますが、農政審議会にいま試案として出してありますのは、たとえば小麦について申し上げれば、六十五年は一九％という自給率を考えておるわけでございます。これは農林水産省が従来のいろいろの統計数字に基づきまして出した数字に、ある程度の趨勢値と申しますか、そういうものを加算したものと承知をいたしておるわけでございます。しかし、その後にはアメリカのソ連に対する穀物輸出停止というものも出てきたわけでございますし、また、水田利用再編対策の中で、私も小麥なり大豆なりは奨励金まで出してひとつやつていただきたい、こういうことをお願いをしております以上は、やはりそういう政策目標を含めた、政策目標を織り込んだ形で長期見通しというものを考えるべきではないかという考え方に立つておられます。いま事務局当局に対して、そういう従来の客観的な数字に基づくものも、それはやはり一つの目安として見るのもいいけれども、

こういう政策目標を掲げていまして、先ほど阿部先生のお話にもございましたけれども、たとえば転作がうまくいって小麦や大豆がこれからはほとんど増産されていった場合には一体どのくらいになるだろうかということ、当然もう少し違った数字が出てくるのではないかと。そういうものをひとつ出して、その両方、政策目標を織り込んだ形での希望的な数字になりますけれども、希望的な数字とそういう客観的な数字と両方見て農政審議会の中でも議論してもらふべきではないかということ、それを言ひ、そういう資料の作成にいま事務局を督促をしておるということでございます。

○神田委員 具体的な振興策がなかなか明示されない、それはやはりいろいろ財政その他の裏づけが必要だからそうなんではないでしょうか。けれども、その不足のものに対してのもっと真剣な取り組みを早くしなければ、先ほど話したように、とにかく穀物自給率が三四％ということ、食糧の安全保障から申しますと、これは、ずっと指摘をされて続けているわけでありまして、これはひとつもう少し本腰を入れて、農政審議会の話を聞くのもいいですが、農林省としての大方針をやはり大臣の方から出してもらわなければだめだと私は思ふのです。そういう意味では、もう少しこの問題については本腰を入れて早く取り組んでほしいという希望を申し上げておきたいと思ひます。

次に、栄養水準あるいはそういうものから見ますと、大体二千五百カロリーと言はれておりまして、まあ満足している。そして、ほとんど肉類や牛乳、乳類、こういうものが全部過剰になつてきている。こういう中で、さらにこの六十五年見通しの中でそれを拡大していく方向をとらうとしているわけでありませうけれども、それは現実にはそういうふうな余地が、需要増があるのかどうか、需要増があるという根拠は一体どこに持っているのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大伏政府委員 昨年十一月に公表いたしました長期見通しの試算におきまして六十五年の畜産物の需要については申し上げますと、牛乳、乳製品につきましては一人当たり年間純食料で七十四キロ、総需要量で九百六十万トンということになっております。これは五十二年の基準年次に対して六十五年までの年率は、総需要量におきましては二・八％でございます。最近の実績からいいますと、四十七年から五十二年までの伸び率は三・二％でございますので、それより低目になっておるわけでございます。また肉類につきましては、一人当たり年間純食料六十五年で二十七・九キログラム、総需要量で五百九万トンというふうに見込んでおりました。総需要量の同じく年率で申しますと三・五％の伸び率となっております。これを四十七年から五十二年までの伸び率七・二％に対して約半分程度の伸び率というふうに見込んでおるわけでございます。

ただいま御指摘のように、現状におきまして豚肉、鶏肉等の過剰あるいは牛乳につきましても過剰問題がございますけれども、長期的に見ました場合には、いままでのような高い伸び率は期待できないものの、やはり食生活の内容の変化、多様化を背景といたしまして、なお安定的に伸びていくということを見込みまして、ただいまのような試算をいたしておるわけでございます。

それからもう一つは、地域別、所得階層別の格差を見た場合に、かなりその格差が縮まる傾向がございます。高い地域あるいは高い所得階層の消費の水準にだんだん近づいていくようなことも考え合わせますと、いま試算しておる程度の伸び率は長期的に見て考え得るのではないかと、いうふうな考えでおるわけでございます。

○神田委員 この論議の中で一つ落ちてくるのは、それでは輸入乳製品等の問題はどの程度考えているのか。六十年見通しでもこの乳製品の問題は非常に見通しを誤つていたわけでありまして、さらに擬似乳製品等の輸入問題が大きくクロウズアップされたことは記憶に新しいわけでありませう。

が、この辺のところは、乳製品等を中心とした輸入の問題については、どんなふうな見通しをお持ちになつておりますか。

○大伏政府委員 六十年見通しと現実の動きと対比いたしますと、牛乳、乳製品につきましては、六十年見通しの水準とかなりそれに近づいておりまして、テンポとしては六十年見通しで考えた以上の伸び率になっております。その際、輸入につきましては、六十年見通しと比べるとかなり多い数量になっておりますが、今後の見通しといたしましては、現在の実績、輸入数量を若干上回る程度というふうな見方をいたしております。伸びるものは、大体チーズがかなり伸びるというふうな考えられますが、これをできるだけ国産品にかえていくということ、これを長期的に見込んでおるわけでございます。

○神田委員 大臣が予算委員会においてのこと、四十五分ぐらゐまでにしてくれという話でございますので、時間がなくなつてまいりましたから、ちよつと突っ込んだ論議ができせんので恐縮でございます。

次に、転作問題でございますが、将来的に八十万ヘクタールの転作が必要だ、こういうことを言われております。それで、具体的に来年度からの方針というのはまだ出ていないわけでありまして、ことし示されたばかりであります。この来年度の問題についてはどんなふうになっておりますか。

○武藤国務大臣 これからどうするかということ、いろいろ検討しなければならぬわけでございますが、御承知の通りでございます。五十三年から五十四年という形でこの水田利用再編対策は出発をいたしましたわけでございます。第一期がこの五十五年までの三年間でございます。五十六年度以降どうするかということにつきましては、特に転作作物などにつきましては、私も、やはり米のいまの需給均衡化あるいは農業生産の再編成、いま御指摘のように適地適産の考え方、いろいろと考え合わせながら検討してい

なければならぬと考へておりますが、現時点ではまだどういふ方向といふことも一切検討いたしてないわけでございます。

○神田委員 これはやはり考へ方を早く出してもらわないと、対応する方もいろいろありますから、それは十年間といふおむねのものを持つておられますけれども、来年度についてはどうだといふ問題を少し早く出してもらつて、またこの委員会等で論議を少しさせてもらつた方がいいと思つてゐるのですが、その辺はどうでございますか。

○武藤國務大臣 当然、その時期になれば委員会でもまた御議論をいたさなければならぬと私も思つております。

○神田委員 ことしよりも多くなるといふふうな判断は持たなくてよろしうございませうか。

○武藤國務大臣 先ほど申し上げましたように、米の需給均衡化といふのがやはり一つの考へ方にあるので、いまのところ何とも申し上げられませんが、それじや多くなる可能性はあるのかないのか、どちらのウエイトが高いかと言へば、やはり多くなるという可能性の方が高いのではなからうかと私は推測をいたしておるわけでございます。

○神田委員 時間がありませんので、後に論議を留保しておきます。

もう一つ、今度の国会で農用地利用増進法案、農地法の一部を改正する法案が出てまいつておりますが、こゝういふ法案をつくつても、それではこゝういふふうにして土地を集めたものに一体何をにつくらせるのかといふ対策が落ちてゐるのです。これは、せつかく土地を集めても、何をつくらせるかといふ指導がなければ結局何にもならないことになつてしまふわけでありまして、その辺は具体的にどういふことを考へになつておりますか。

○武藤國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、やはり需要に見合つた形で生産がなされなければならぬわけでございます。そこで、私も、いま農政審議会に御議論をいただいておりまして、国全体としての一つの目標もつくつてま

いりますけれども、あわせて、それぞれの地域地域の特性に応じた形でやつていただかなければならぬわけでございます。最近、私も、地域農政と申しますか、地域においていろいろと、自分たちは何をしようかといふ相談もしていただけるような仕組みを予算的にも考へておるわけでございます。そして、こゝういふ方向で私どもの一つの方向、それに應じて地域の方向といふもの、そしてそこにはいろいろ指導員なんかも入つていただいて、何とかそれぞれの地域の特性に應じて需要に合つたものをつくつていただく、こゝういふ形に持つていきたいと思つておるわけでございます。具体的にはまだ数字は、いまの話で農政審議会のめどをこの五月か六月、大体五月いっぱいにはと思つておるわけでございますけれども、その辺のところでもいろいろと各地域で御検討を願わなければならぬと考へておるわけでございます。

○神田委員 どうも余りはつきりしませんですね。法律が先にできてしまつて、何をさせるかといふのが後になつてしまつと、これはやつてもやらなくても同じことになつてしまふわけですね。最後に、一つ要望しておきますが、先ほど、来年度の転作について大臣は、多くなる可能性の方が大きいといふ話をしたやうであります。私は、少なくとも転作の条件整備、これがきちんとできない以上は、こゝういふ上の転作の面積の拡大はすべきではない、こゝういふふうなことを考へております。ひとつ御留意をいただきたい。

これで質問を終わります。

○内海委員長 次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。武藤農林水産大臣。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○武藤國務大臣 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことにより、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とするものであります。

その実施状況を見ますと、現在加入者数は約百十万人となり、年金受給者数も十二万六千人に達しております。早期の経営移譲が行われることにより、農業経営の若返り、農地保有の合理化に役立っております。また、離農給付金も、充足以來約二万三千人に給付され、農地の流動化と農業経営の規模拡大に寄与しております。

農業者年金制度の内容につきましては、昭和四十九年以来逐次改善充実を図つてきたところであり、昭和五十四年におきましても、国民年金に準じて年金給付の額の物価スライドの特例措置を講ずるとともに、加入時期を逸し加入できなくなつてゐる後継者の加入の救済措置を講じたところであります。さらに本制度の一層の改善充実を図るため、今回、改正を行うこととした次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、年金給付の額の改定措置であります。国民年金等において、昭和五十五年度に財政再計算が実施され、給付の改善等の制度の充実が図られることとされておりますが、農業者年金においても、国民年金等の年金額が改定されることにかんがみ、国民年金の老齢年金の額が改定される月分以後、特別に年金給付の額の引き上げを行うこととしております。

この場合、引き上げの率は、昭和五十四年度の消費者物価の上昇に見合うものとしております。

第二は、離農給付金制度の改正措置であります。現行の離農給付金制度は、農業者年金に加入できなかった者が離農した場合に一時金を支給するもので、今年五月までの措置として十年間実施してきたものであります。

今後は、農業者年金に加入できない安定兼業農家等の保有する農地等の専門的な農家への移譲を誘導するため、経営移譲の要件を直した上、さらに十年間実施することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○内海委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることとしたします。

○内海委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産業の振興に関する件について、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における年金給付の額の改定措置)

第十条の二の二 昭和五十四年度の総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和五十三年度の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、年金給付の額については、その上昇した比率を基準として、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)により国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)の額が改定される月分以後、政令で定めるところにより改定する。

2 前項の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十六号)附則第三条第三項中「附則第十条の二」とあるのは「附則第十条の二の二第一項」と、「昭和五十五年一月」とあるのは「昭和五十六年一月」とする。

附則第十一条第一項中「十年をこえない」を「二十年を超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項第二号に掲げる者」を「その者の直系卑属その他政令で定める者」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条第一項第一号の改正規定は、昭和五十五年五月十六日から施行する。

2 改正後の附則第十一条第一項第一号の規定は、昭和五十五年五月十六日以後に経営移譲をした者について適用し、同日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。

理 由

昭和五十五年度において拠出制国民年金等の年金額が改定されることにかんがみ農業者年金の年金給付の額を改定する措置を講ずるとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するため農業者年金基金の行う離農給付金を支給する業務の実施期間を十年間延長する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。